

# イギリスにおけるユース・サービスの の展開とその構造

柴 野 昌 山

「わが国には、独自の行き方がある。それは、自由という長く深い伝統に裏付けられている……その社会の性格は、一般に、そこでのアソシエーションのタイプとそれら相互の関係を観察することによって判断することができる」(W. G. S. Adams).

「サービスとは、一般に、いかなる行為であれ、それが他者の目的実現に貢献しうるような個人の行為である」(T. Parsons).\*

## I ユース・サービスの基本的性格

### 1. ユース・サービスの定義

ユース・サービス Youth Service とは、青少年の余暇活動を促進するために、行政機関 statutory agency と民間有志団体 voluntary organisation が相互の協力のもとに行なうさまざまな援助活動の総称である。ユース・サービスには広義と狭義があり、広義のユース・サービスは、青少年の余暇活動に対する援助施策一般を包括するが、狭義のユース・サービスは、そのなかでも地方教育当局 local educational authority (以下 LEA と略す) によって施行される部分を指すものと考えられている。そして、前者は“youth services” 後者は“*Youth Service*”として表記上区別される<sup>1)</sup>。だが、それは厳密に言った場合のことで、普通には、区別は明確ではない。とい

\* イギリスにおけるユース・サービス及び教育の歴史的展開を見ていく場合に重要なことは、それらを国家権力との対抗関係において、或いは、国家権力の統制的発現としてとらえるのではなく、国家と個人（または家族）との中間に位置する中間集団 intermediate group—community, voluntary organisation, association and club, voluntary school 等—の発展的軌跡としてとらえることである。F. クラークは English tradition の一つとして、“Society is prior to the State” という考え方があるという。それは、individual-oriented であるよりも community-oriented であり、すべての集団（学校も含めて）は古い伝統の固持によって歴史的香りを保とうとする。English tradition のもう一つは、“地方主義または田舎気質” provincialism であり、これが国家権力の強大化を防ぎ、多元的民主主義を生む一要素になったと思われる。このような意味で本稿は、中間集団論的観点に基づいて、青少年における人格成長の社会的基盤を考察するものである。

Adams, W. G. S., “Voluntary Social Service in the Twenties Century”, *Voluntary Social Services*, NCSS, 1966, Parsons, T., “Service”, *Encyclopaedia of the Social Sciences*, 1957, Vol. 13 pp. 672-674, Clarke, F., *Freedom in the Educative Society*, U. of London Press, 1948, pp. 71-80.

1) *Youth Services in Britain*, British Information Services (BIS), 1963, p. 1, Leicester, J. H. & W. A. J. Farndale (ed.), *Trends in the Services for Youth*, Pergamon Press, 1967, pp. 1-23. イングランドとウェールズにおいて、the “Service of Youth” ということが公用語として the “*Youth Service*” と同等に使われることもあるが、これは1939年の政府通達 *In the Service of Youth* に由来している。Hall, M. P., *The Social Services of Modern England*, R. K. P., 1952, p. 264. *Youth Service* の日本語訳として「青少年援助」が考えられるが、サービスということば自体の適訳がないので、ここでは原語どおり「ユース・サービス」を用いることにする。なお、本稿でとり上げるユース・サービスは、イングランドとウェールズにおけるそれに限定している。

うのも、今日では、ユース・サービスがボランティアな諸団体だけによって行なわれることは稀であり、行政機関との協力体制のもとで行なわれるのが一般的な原則になってきているからである。このことは後に述べるように、イギリスのユース・サービスの歴史的展開を見ると、自ら明らかになる。

簡単にそのいきさつを述べるならば、すなわち、ボランティアな諸団体の自発的活動によってはじめられたイギリスのユース・サービスは、100年以上の歴史をもつが、それを国家の仕事として、ボランティアな諸団体との協力のもとに、より一層発展させる必要を認めるに至ったのは、1939年の時点においてであり、このとき“ユース・サービス”は、はじめて公的に支持されたのである。このようなわけで、公的ユース・サービスは、伝統ある民間有志のボランティアなユース・サービスと一応区別する必要もあったわけであるが、ボランティアな諸団体におけるユース・サービスの財政的困難が深刻になるにつれて、公的補助を当然のこととする雰囲気も生れ、二つのユース・サービスを区別することは現実にそぐわなくなってきた。

そこで今日では、次のような現実的区別だけが残されている。それはユース・サービスの対象に関するものであり、公的なユース・サービスは、14才から20才までの青少年を対象とするが、これに対してボランティアな諸団体によるユース・サービスは、この年令幅にとらわれず、14才以下または20才以上の青少年をもサービス対象の中に含めるのが多い<sup>2)</sup>。

ユース・サービスは、輸入されたものではなく、また概念定義や目標設定が先にあってつくられたものでもなく、実践的なサービス活動の歴史的展開のなかで具体化された方策であるから、その定義や目標は多義的であり、端的に表現するのは難しい。

行政当局の共通見解をまとめてみると、おおむね次のとおりである。「ユース・サービスの目的は、子どもから十分に責任ある大人へと成長しつつある青少年を“援助” help することにあるが、その“援助”とは、青少年が余暇において、社会と交わり、かれらの興味や関心を豊かにし、もし必要ならば個人的な助言を求め得るような機会を提供するものである<sup>3)</sup>。ユース・サービスが“援助”としての施策ないし活動であるということは、青少年をサービスの客体として従属的にとらえるのではなく、青少年の自発性を前提とし、青少年の独自のかつ創造的な活動を刺戟するような方法で青少年の心身を発達させることを意味している。

教育科学省 Department of Education and Science (DES)<sup>4)</sup> による1945年のパンフレット No. 2 によれば、ユース・サービスの目的は、レクリエーション施設を整備することに止まるの

2) たとえばガール・スカウト(イギリスでは Girl Guides)の組織においては、7才半から21才までの女子青少年を対象にしており、8~11才の団員(Brownies といわれる)が最も多い。Youth Service, Vol. 12, No. 3, 1972, p. 4. ユース・サービスに含まれない青少年層として、学生団体、政治団体等に所属するものがある。最近 YSDC は、ユース・サービスがこれらの団体と接触をはかるよう勧告した。Year Book of the Youth Service in England & Wales, 1970~1971, p. 13.

3) BIS, *op. cit.*, p. 1, *Social Services in Britain*, H. M. S. O., 1969, p. 53, *Education in Britain*, H. M. S. O., 1969, p. 34.

4) 最初は Board of Education であったが、1946年からは Ministry of Education, 1964年からは DES となる。

でなく、広い意味での補習教育 continued education の手段として、青少年を自治的ならしめ、よき市民として（強制によるのではなく）鍛練することにある、とされている。また、1944年の教育法にひきつづいて出された the Standing Conference of National Voluntary Youth Organisation（全国ボランティア青少年団体常置協議会—SCNVYO）の声明においては、この種のユース・サービスの教育の目的は、ただ単に青少年を“よき市民”として育成することに止まらず、かれらが“良き生活を送る” to live the good life よう期待し、暗にクリスチャン・ライフの浸透を示唆している<sup>5)</sup>。

このようなユース・サービスの基本原理ともいべきものは、Youth Advisory Council（青少年諮問会）のレポート<sup>6)</sup>中で、次のように総括的に確認された。(1) ユース・サービスの基本的性格と対象領域を考えるにあたって最も重要なことは、青少年自身を原点とし、かれらの関心それ自体から出発すべきである、(2) その際、記憶しておくべきことは、青少年を一律に同じ世代に属する類似の人格としてとらえるのではなく、それぞれが異なった要求、趣向をもった個性の持ち主であるとしてとらえ、可能なかぎりの独自性の発展を期待すべきである、(3) 以上のことを可能にするための前提は、強制からの自由と青少年による多様なサービスの選択が幅広く保証されていることである。

青少年における主体性、独自性、選択性の確保という基本的原則は、ボランティアズムの歴史の中で自明のこととして従来から言われてきた。だが、改めてこれが付けに確認され、制度的に保証されることによって、イギリスのユース・サービスは顕著な発展をとげるようになったのである。第二次大戦後、アルバマール時代といわれる輝かしいユース・サービスの発展期を創出することに功績のあったアルバマール委員会 Albemarle Committee（1958年に任命）は、先に確認されたユース・サービスの基本原則を受け入れ、これをさらに発展させた。アルバマール委員会の答申 *The Youth Service in England and Wales* は、1960年に提出されたが、その中で、委員会は、過去、現在のユース・サービスの実態を検討し、ユース・サービスは、青少年が非行に走らないように街頭から連れ戻したり、トラブルの無いように配慮するといった消極的な意図をもつものではなくて、より積極的に、青少年をとりまく社会的悪条件を青少年自身の力によってとり除くよう“援助”するものであることを明確にした。また、それまで広く知られ、かつ世間で受け入れられてきた元文相ジョン・モウド卿 Sir John Maud's のユース・サービスに関する定

5) *The Youth Service in England and Wales*, H. M. S. O., 1960, p. 9. 諸岡氏も、J・モウド卿のユース・サービスの定義を引用して、イギリスでは、「精神」 spirit を「心」 mind と区別して強調する点を指摘している。諸岡和房「ユース・サービスについて」、社会教育・東と西、昭44、31頁、「英国における継続教育の展開」（その2）-ユース・サービスについて一、九大教育学部紀要、6~8、1959~61、91頁。イギリスの voluntary social service の基本原理は、キリスト教倫理にもとづく民主的社会の実現であり、これは、church が原初的な voluntary association であることに起因している。Robertson, D. B., (ed.), *Voluntary Associations: A Study of Groups in Free Societies*, John Knox Press, 1966, pp. 359-373.

6) *The Youth Service after the War*, H.M.S.O., 1943.

義<sup>7)</sup>をより一層批判的に発展させ、後に述べるユース・サービスの三原則を打ち出した。すなわち、ユース・サービスを消極的な青少年対策としてではなく、積極的な“青少年援助”としてとらえた。ということは、ユース・サービスを矯正・補導的施策としてとらえるのではなく、教育的施策の一環として、さらには福祉的施策としてとらえたことを意味するのである。

## 2. ユース・サービスの特質

ユース・サービスの特質は、“正しい方向性と真っ当な内容をもった集団参加，鍛練，挑戦” association, training and challenge という原則によって特徴づけられる。何が正しいものであり、何が正しくないかという評価は、それが望ましいパーソナリティ形成を結果するかどうかによって決められる。すなわち、それが“成熟した，創造的な，責任を負い得るパーソナリティ” mature, creative and responsible personality の形成につながるときに“正しい”活動ないし施策と見なされるわけである。

以下、アルバマール・レポートに従って、ユース・サービスの基本的性格を説明しよう<sup>8)</sup>。

### (1) 集団参加またはつどい Association の原則

ユース・サービスの第一の目標は、青少年が自発的に集団を形成したり、自発的に集団参加を選択することによって、責任ある集団成員へと発展するのを動機づけることにある。というのも、集団生活は、それを通して仲間意識，相互尊敬，寛容の精神を発達させ、適格な判断力と自己実現の能力によって行動的人間をつくり上げるからである。

とりわけ、青少年がユース・クラブのメンバーになると、何らかの集団的役割を分担することになるし、また役割期待に対する責任性は集団に対する自我包絡を促進し、青少年の行動に目的性を附与することになる。もちろん家庭，学校，職場においても、青少年はそれぞれ役割期待を附与され、行動目標は設定されているが、それらは、習慣的，惰性的，義務的または拘束的な場合が多く、自発性と自由の原理からほど遠いのが普通である。それゆえに、自発的な集団参加におけるコミットメントの機会は、青少年にとって、より新鮮に、より自覚的に受けとめられ、自律的な行動決定を刺戟することになる。

そのような集団活動は、前提要件として、社会的であるとともに牧歌的な性格をもたねばなら

7) 原文は次のとおりである。“To offer individual young people in their leisure time opportunities of various kinds, complementary to those of home, formal education and work, to discover and develop their personal resources of body, mind and spirit and thus the better equip themselves to live the life of mature, creative and responsible members of a free society”. *The Youth Service in England and Wales*, 1960, p. 36. この定義は、一応もっともな表現に満ちているが、現代の社会的状況にひきうつして考えるとき、家庭教育，学校教育，職場それぞれの間の対立的諸関係はあまりにも多く、そのような多様な矛盾を含む状態の中で、ユース・サービスを補完的活動としてとらえることは、非常に困難であるばかりでなく、無意味にすらなっていることに留意せねばならない。さらに、アルバマール委員会によれば、ユース・サービスの目標は、いろいろな緊張を「適応」によって他へ外らすことに向けるのではなく、矛盾や緊張の「克服」をめざすべきであり、その意味からもユース・サービスは青少年の可能性の伸張のみでなく、かれらの福祉の増進を指導理念とすべきである、と考えられるようになった。

8) *The Youth Service in England and Wales*, 1960, pp. 52-64.

ない。つまり、共通の基盤において青少年が交わり、社会的成熟をめざすとともに、拘束的義務を離れた自由なくつろいだ雰囲気において集団活動は行なわれねばならない。さらに、つどいは、それ自体が目的であり、何らかの手段として利用されることがあってはならない。これは、自発的結社 *voluntary association* の基本原則<sup>9)</sup> である。

## (2) 学習と鍛練 Training の原理

学習と鍛練は、ユース・サービスが、教育的側面をもつことを示すものである。学校教育を含めて、いわゆる教育的配慮が加った諸活動は、教育的であればあるだけ青少年の興味と学習意欲を阻害し、逸脱への動機づけを高めるものである。かつてのユース・サービスにおいても、なんらかの価値、信念、技術を青少年に教え込むことに重点をおいたが、それは多くの場合失敗した。青少年がみずからすすんで学習し、新しい価値を受容するには、前以って、自己決定的な集団関係がつくられ、自発的な学習への動機づけが準備されていなければならない。青少年は、大人の経験や権威を拒否しようとする傾向をもつものであり、ユース・サービスもレディ・メイドの人生論や知識を与えるだけのものであってはならない。その意味からも、ユース・サービスの第一原理であるつどいの結成は、この学習・鍛練の第二原理と相補関係にあり、自発的集団参加と自己決定的な仲間関係を基盤にして、効果的な学習と鍛練が促進されるのである。

ユース・サービスにおける学習・鍛練は、学校教育におけるそれらとは異なった自己教育的なものでなければならない。また、積極的な参加による自主的なプログラムの作製は必須であり、それへの全身的なコミットメントにおいて、充実感が体験されるのでなければならない。そのような学習と鍛練の領域としては、次のものが挙げられる。

1) 体育的レクリエーション 体育的レクリエーションが重視されるべき理由は、第一に、それが青少年の共通の要求であるということ<sup>10)</sup>、第二に、一般に学業と職業的技術が重視される反面、スポーツ、体育が軽視されていること、第三に、運動選手育成本位の偏向した体育教育が、一般の青少年のスポーツへの要求を無視しがちである等である。

2) 文化活動と科学教育の振興 今日の社会では、文化は、大衆文化と高度の教養文化に分化し、創造的な文化活動を行なうことは、困難になりつつある。ユース・サービスにおいて、芸術、演劇、絵画、舞踏などの文化活動を重視する意味もこの点に関連している。すなわち、ユース・サービスの観点において文化活動が行なわれるならば、生命活動の表出としての文化創造と新しい自己創造の可能性は期待されるであろう。また科学教育の振興は、科学技術の発展にともなって、職業、学業のためだけでなく、教養として科学を学習することの必要と意義に対応している。

9) *voluntary association* は、メンバーの参加が *voluntary* であること、従って *choice* は自由で、かつ *mutual-trust* を基調とする *non-profit* な集団であり、*office* と *regular meeting place* をもつが、*informal* な形態をとる。Scott Jr., J. C., "Membership and Participation in Voluntary Associations", *Amer. Jour. Sociol.*, Vol. 22, No. 3, June 1957, pp. 315-326.

10) *Youth Service*, op. cit., p. 7.

3) 社会問題の学習と成人への準備教育 経済問題, 政治問題, 家族問題等に関する理解は, 社会人として生活していく上で重要である。これは単なる知識の学習にとどまらず, 社会批判の眼を養うことにもなるが, ユース・サービスはこれに対して防禦的になることなく, 民主社会の原則にしたがって積極的に推進されねばならない<sup>11)</sup>。

以上の学習と鍛練は, ユース・サービスの領域だけでなく, 継続教育 *further education* との連携のもとに計画的かつ, 長期的展望に立って行なわれるべきである。同時に, それを効果的ならしめるため, 学校, 企業, 地域社会, 地方教育当局の協力と, 教師, ユース・ワーカー, ケース・ワーカー, ボランティアその他の専門家相互の協力体制がつけられる必要がある。

### (3) 挑戦 Challenge の原理

ユース・サービスにおける集団活動が, 即目的 *expressive* であるということは, そこから何も生み出さないということの意味しない。青少年は, 自分たちが出来ることなかから, 何らかの価値を引き出そうとする強い欲求をもっている。それが個人的であれ, 集団的であれ, 生産的な活動は, 単なる楽しみや報酬の満足以上のやり甲斐ある仕事となる。そして, 価値探究的な即目的的行為は, 自己実現や能力発現の機会となるばかりでなく, 全人的な発展をうながすのである。

仲間たちと種々の技能をきそったり, たわいもない競争に夢中になるのは, 青少年の常である。往々にして非行集団と同一視される街角のグループ *street-corner-group* が, 一見, 非生産的なとるに足らない所作をくり返しているからといって, その価値生産的側面を見逃すのは誤りである。かれらにとって, オートバイ乗りの技能を競うことも一種のささやかな自己表出である。だが, そのような行動と情熱を自己客観化することなく日常化し, 快楽的に消費するだけでは自己実現の契機にならないだろう。ユース・ワーカーの役割がここで必要とされるわけで, 青少年集団の非生産的な循環運動をより大きな社会状況へと移項させ, 社会的行為の意味を自覚させることによって自己との対決へともっていくのである。

青少年も他の一般社会人と同様, 日常生活において, 自己の能力を部分的に使用しているにすぎない。われわれは, 自己の潜在的能力やかくれた資質について知る機会を与えられていない。“挑戦”とは, このかくれた自己の発見である。自己の可能性と能力の限界に挑むという誘惑は, もしその魅力を知ったならば捨て難いもので, 利害や快楽をこえた究極的価値の追求につながるものである。ユース・サービスは, 余暇における自由な集団活動のなかで, このような“挑戦の

11) 従来イギリスにおいて, *political education* は, ほとんど行なわれて来なかった。1969年のレポート, *Youth and Community Work in the 70s* では, このことを認めただけで, *politics* と *party politics* を区別し, *potilitics* は, ひとびとの共同生活のやり方に関する問題であるから, 今後推進されるべきであると述べている。(同, pp. 211-212). これに対して, 西独では, 政治教育を専門に行なう青年の家もあり, ベルリンの青年の家では, そこが主催する「政治教育講座に全国から青年が参加し, 社会科学の原理の学習から討論会までいろいろな活動」を行なっているという。近藤正「西ドイツ・青少年教育の実態」、『青少年』23号, 昭46.

多様な形式” forms of challenge を青少年に提供しようとするものである<sup>12)</sup>。

挑戦の形式は、自己に対する挑戦から、自然、社会、文化に対する挑戦までさまざまなものが考えられる。スポーツ、旅行、演劇、工芸、創作活動、その他のあらゆる芸術、文化活動において、挑戦は可能である。だがそのためには、それら諸活動が自主的なプログラム作製や適切なリーダーシップによって挑戦としての能動的な活動へと組織化されていくことが必要である。

挑戦の原理は、青少年をサービスの“受益者” receiver として客体化してとらえる観点から、サービスの“参加主体” participant として積極的にとらえる観点へと移行する時点において出て来たものである。したがって、挑戦という情緒的な意味合いをもったこの言葉が、青少年の主体的な動機づけによって支えられるのでなければ、それはうつろひにひびくだけであり、行動的な力にならないのである。また挑戦の原理は、ユース・サービスの究極的理念を象徴的に示唆するものである。それは、われわれの余暇領域においてこそ最も純粋なかたちで追求可能な形式であり、それゆえに挑戦は、余暇以外の社会生活の領域に反射的效果をもたらすのである。

以上、ユース・サービスの基本的性格をアルバマール・リポートに即して要約的に説明した。アルバマール時代から1970年代へ移行する過程で、ユース・サービスも大きな転換を遂げようとしている。ユース・サービスに対する社会的要請の推移にしたがってその形態が変化するのも当然である。だが、ここに述べたユース・サービスの基本的性格は、一貫して保持されており、その再確認のうえに立って新しいユース・サービスの発展も志向されているとみてよいだろう。

## II ユース・サービスの歴史的展開

すべて、社会制度の変化と発展は、歴史的必然に対応している。したがって、ユース・サービスの発展を歴史的にあとづける場合にも、その社会的必要性との関連のもとに考察しなければならない。このような観点に立ってユース・サービスの歴史的発展を考えようとするとき、大きな時代区分の標識として、産業革命による青少年問題の発生、第一次大戦後の社会的再建における教育の重要性の認識、第二次大戦後の大衆社会化状況とその後の産業化の発展による青少年の生活構造の変化が挙げられる。ここでは、これらを考慮に入れて、ユース・サービスの展開を五つの時期に分けることにする。

### 1, ボランティアリズム Voluntaryism の生成と発展 (1844年以前)

#### (1) 産業革命と社会問題の発生

端的にいうと、ユース・サービスの社会的必要性をうながしたのは、産業革命による社会変化である。イギリスにおける産業革命は、ほぼ1780年頃を起点としてはじまり、それまで農業社会

12) 青少年を自己の狭い世界から、他者との関係の中での living experience の中へと連れ出すことは、青少年の maturity, self-assurance の発展に貢献する、とされる。挑戦の形としては、ユース・ホステル協会がやっている the Discovery weeks, ユース・クラブ協会の the Endeavour weeks, ボーイズ・クラブ協会や YMCA の Venturer scheme 等々がある。Hawes, D., *Young People Today*, SCNVYO, 1966, pp. 13-19.

agrarian society であったイギリスは急速に工業化され<sup>13)</sup>、それにとまってさまざまな社会問題をもたらした。農業本位の社会構造が、工業本位の社会構造へ転換するということは、それまで安定していた農業本位の共同体の役割体系を解体させ、ひとびとの生活構造をも根本的に変化させるという画期的な意味をもっている。

工業化以前の農業社会が一般にそうであるように、イギリスにおいても先行世代による若い世代に対する社会化 socialization は、若者を年齢集団にくみ入れることによって、インフォーマルなかたちで効果的に行なわれた。青少年は、社会における自己の役割を明確に認知し、野良作業の手伝い、狩猟、漁労、料理、家事などの役割付与をごく自然に学習していった。つまり青少年は、その社会において明確に規定された“場”を与えられ、その“場”にふさわしい地位と役割を分与されていたのである。ところが、次第に資本主義的な利潤追求の生産様式が芽生えるにつれ、とくに羊毛工業の発達は、いわゆる囲い込み enclosure<sup>14)</sup> を急速にすすめた。その結果、小地主 English yeoman 階級は没落し、小規模生産に従事していた農民は、放牧や採草の共有権も奪われて賃労働化を余儀なくされた。ある者は工場労働に従事し、安価な労働力を提供したが、ある者は土地を離れて浮浪し、貧民問題を生み出す要因となった。これら貧民は、中世的慈善の対象になった無能力貧民ではなく、“労働能力をもった貧民” the able-bodied poor であり、封建的農奴制の崩壊と資本主義的生産様式によって創出された新しい形の貧民階層であった。当然のこととして、若者、青少年の貧困化と地位の不安定がまぬがれ得なかったことも言うまでもない。

貧民問題は、産業化以前にも存在したが<sup>15)</sup>、18世紀後半以後の産業革命、農業革命の進行は、浮浪者、貧民ばかりでなく、大量の都市労働者層を生み出し、その不安定な経済生活によって、疾病、無知、怠惰、犯罪などに示される社会問題を深刻化した。

産業革命の社会問題への対処は、工場法制定（1833年）と救貧法大改正（1834年）に象徴され

13) Wright, F. J., *British Social Services*, MacDonald & Evans, 1968, p. 5.

14) 18世紀末には、全耕作地の3分の1が囲い込まれ、開放耕地制は消滅したという。Ibid., p. 10.

15) 産業化以前の貧民問題と救貧対策を簡単に見ておこう。イギリス救貧法 poor law の起源は、ベスト大流行後、乞食、浮浪を禁じた1349年の条例にまで遡るとされている。その後たびたび改正されたとはいえ、基本的には、貧民や浮浪者を取り締りの対象とする刑罰的なものであった。エリザベス救貧法(1601)は、国家的な規模において貧民問題をとり上げたが、それは労働能力にしたがって貧民を有能貧民、無能貧民および児童に分け、かれらを救済するよりも、かえってかれらに労働の義務を課するという抑圧的なものであった。

17世紀になると、貧民の増加にとまなう社会の負担増（直接的には教区の責任負担増であった）の解決策として、貧民労働を利用することが考えられ、労役場 workhouse が設置された。これは、資本家的な労働力政策と市民革命後の人道主義的な貧民陶冶政策の混合したもので、初期には、年令、孤児、失業者別の施設がつくられたが、その後老若男女を混合して収容するようになるにつれて、苛酷な労働条件とともに非人間的な様相を呈し、墮落、絶望、嫌悪を象徴する“収容所” institution になり下った。

救貧法大改正 *Poor Law Amendment Act* (1834) は、エリザベス法以来の旧救貧法 old poor law を根本的に再編成するものであったが、その基調は、救貧は惰民化につながるという観点のもとに、労役主義を復活させ、救済の条件をさらに厳しくするというものであった。このような救貧策に対する批判は、19世紀、産業革命後の近代的博愛事業の成長をまたねばならなかった。そして、事実上 poor law system が終りを告げるのは、革命的な Beveridge Report (1942) を経て *National Assistance Act* (1948年) が成立してからである。Social Security in Britain HMSO. 1967 pp. 7-8. 参考文献：吉田久一・高島進，社会事業の歴史，誠信書房，昭39，孝橋正一，全訂社会事業概論，ミネルヴァ書房，昭40，Wright, F. J., *op. cit.*.



る。工場労働に対する最初の規制は、「徒弟の健康と訓育に関する法令」*Health and Morals of Apprentices Act* (1802年) である。これは、当時の児童が徒弟という名のもとに木綿、毛織物工場で余りにも長時間、苛酷な労働に従事せしめられている状態にかんがみ、児童の労働時間制限、夜業禁止、教育機会等について雇主の守るべき義務を規定したものであった<sup>16)</sup>。だが、この法的効力は十分でなく、監督官を任命した1833年の「工場法」*Factory Act* によって、ようやく効果的な規制が行なわれ、従来、救貧の対象とされていた労働者も市民としての労働者と見なされるようになった。1844年、政府は、児童の就労可能年齢を8才とし、同時に8才～13才の児童は、規定時間の半分を学校に出席しなければならぬ (half-time-system) としたが、義務教育制度の実現は、1870年の教育法を経て1880年まで待たねばならなかった<sup>17)</sup>。

## (2) 慈善事業から社会事業へ

ボランティアな諸団体と行政機関との協力関係 *partnership* が広汎に存在しているのは、イギリス社会事業の特徴である。このような協力関係は、M. ロッフによれば、古くはエリザベス救貧法にその原理を求めることができるという<sup>18)</sup>。だがその場合の協力関係は不完全なものであり貧民の救済を国家的責務として認めたとはいえ、それは部分的なもので、しかも、既に述べたようにその救貧は極度に抑圧的なものであった。そして、依然として公的な救貧は、自発的な善意に依存し、これを奨励するに止まったのである<sup>19)</sup>。

このように長い間、自発的な善意が公的救貧を補佐するようなかたちで並行して機能したのであるが、18世紀に入ると自発的な博愛事業が非常に活発になり、*poor law system* に固執した公的扶助制度を圧倒するまでになった。18世紀は「博愛の時代」ともいわれるように、自発的な篤志的活動が活発に展開された。教育の面では、有産階級の子弟のためのグラマー・スクールやパブリック・スクールと対照的に、貧民児童に対する読み・書き・算の初等教育が、私塾的な個人学校 *private (adventure) school* と未亡人や女性教師による“*Dame*” school において行なわれていた。また、宗教的訓育に主眼をおいた慈善学校 *charity school*<sup>20)</sup> も盛んであった。さらに18世紀において特筆すべきは、ロバート・レイクス Robert Raikes によって創設 (1780年) された日曜学校 *Sunday school*、ジョン・パウンド John Pounds による“ぼろ”学校 “*Ragged*” school

16) 当時、これは教区徒弟制度といわれ、貧民児童のあるものは、教区救貧吏と雇主との契約によって、7, 8才から21才までを年期として徒弟奉公に従事せしめられた。徒弟の正規の労働時間はきわめて長く、午前5時～午後8時が普通で、終業が午後10時に及ぶこともあった。日曜労働も普通のことであったという。尾形利雄, 産業革命期におけるイギリス民衆児童教育の研究, 校倉書房, 昭39, 176, 181頁。

17) Wright, F. J., *op. cit.*, p. 29.

18) Rooff, M., *Voluntary Societies and Social Policy*, R.K.P., 1957, p. 3.

19) このことは、「エリザベス救貧法」と同時に、「慈善の用途に関する条例」*Statute of Charitable Uses* が制定され、慈善目的にあてられた資源や基金が、慈善以外に濫用されるのを防止し、その用途を規制しつつ慈善活動を奨励したことを見れば分る。このようなわけで、*voluntary organisations* と *statutory bodies* との新しい協力体制は、ようやく19世紀になって発展し、20世紀になって *comprehensive social policy* が完成し、公的、私的的社会事業が有機的に結合するのである。吉田, 前掲書, 61頁, Rooff, M., *op. cit.*, p. 3.

20) *Charity school* は、1699年に設立された *Society for the Promotion of Christian Knowledge* を基盤とするものであったが、1780年までに徐々に衰微した。だが、これは、後の *voluntary school movement* のさきかけとして意味をもっていた。尾形, 前掲書, 83頁。

およびロバート・オウエン Robert Owen による幼児学校 Infant school である。前者は、宗教的訓育と読み・書き・算を主とし、勤労児童の余暇救済をめざすものであり、後の二者は、とくに貧困労働者家庭の児童を対象としたものであった。

18世紀の博愛事業は、産業革命による社会問題の顕在化に対処して出てきた自発的な社会運動であり、その主体は地主や新興ブルジョワジーであった。かれらの精神的支えになったのは、仁慈を人間の自然的感情と考えたシャフツベリー卿 Lord Shaftesbury らの啓蒙思想やロバート・オウエン Robert Owen らの人道主義的社会改良思想であったが、一般民衆とくに貧民に対する階級的優越意識と善行による自己満足から脱け出すことはできなかった。19世紀に入ると、ボランティアな組織と行政機関との新たな協力関係が形成されるようになり、市民的人権意識に立った科学的方法による20世紀の近代的社会事業の発展的基礎を準備した。

19世紀の慈善思想は、自由主義的個人主義に立脚していた。すなわち、貧困を不可避的な社会悪とする一方、救貧は反って個人を情落させるから、個人の自覚と責任にまつべきであるというマルサス T. R. Malthus らの自助 self-supporting の考え方が、当時の救貧思想を代表していた。このような考え方は、1905年から1908年にわたる王室委員会の救貧問題に関する議論においても多数派意見 majority report としてあらわれた。だがこの頃になると、ようやく自由放任主義は、経済的混乱ばかりでなく、資本による人間の搾取をもたらすものであるという反省がなされ、顕在化した社会問題をいかに克服するかが緊急の課題となってきたのであるが、その際 C.O.S. のメンバーを含む委員会の多数派は、自由主義的慈善観に立って“自助”を原則とし、チャルマーズ T. Chalmers<sup>21)</sup> が既実践したように、個人の实情に即した慈善救済を行なうべきだと考え、貧困の救済よりも貧困の予防をとらえる革新的な少数派と対立した。

1) C.O.S. 運動 救貧法 poor law の厳格な管理運営と慈善的扶助 charitable aid の科学的組織化を二つの柱として、従来の救済事業を慈善から社会事業へと転化させたのが、慈善組織協会 Charity Organisation Society の運動であった。C.O.S. は「自助」の原則に立っていたという意味で、その活動は保守的、漸進的であったが、慈善を合理的組織的な実践へと発展させたという点で高く評価される。たとえば、家庭福祉協会や生活相談所を設けて被救済申請者の精密な個別的調査や家庭訪問を行なって、今日のソーシャル・ケース・ワークの先鞭をつけた<sup>22)</sup>。

2) セツルメント運動 Settlement Movement は、キリスト教社会主義の実践として生れ、経済的、文化的に困難な状況におかれた労働者たちを隣人として扱い、その福祉を増進し

21) 1819年から1823年まで、グラスゴウの教区において、インテンシブなケース調査を行なった。Hall, M. P., *op. cit.*, p. 132.

22) それまでの慈善事業は、どちらかといえば説教的で道学的であったが、COS 運動の中で次第に近代的な社会事業の方法が生み出されていった。COS 運動は、伝統的な social philosophy をもっていた反面、先進的な case work という方法を開拓した。この点は高く評価されてよい。Fraser, D., *The Evolution of the British Welfare State*, Macmillan, 1973, p. 121.

COS における婦人運動家の活躍も見逃すことはできない。これは婦人の社会的地位の変化および婦人の解放ともいうべき事態と関連がある。たとえば、Elizabeth Fry の監獄改良運動、Octavia Hill の住宅改善救済運動など。Rooff, M., *op. cit.*, p. 135,

ようとする社会改良運動であった。最初のセツルメント運動は、イースト・エンドの Toynbee Hall であり、これはパーネット Canon Barnett 自身の教区内に設けられた (1884年) ものである。多くの知識人や大学関係者はこの運動に共鳴し、セツラーとしてコミュニティに住み込んで労働者との援助関係 help relationship を通して地域の改良に努力した<sup>23)</sup>。その主要な事業は、労働者や青年に対する文化、教育、レクリエーション、医療活動などであったが、その活動を通して、社会事業の方法としてのグループ・ワーク、コミュニティ・オーガナイゼーションを進展させた。

セツルメントは、また労働者地域の青少年の余暇利用を改善するクラブとしても役立った。それは、しばしば青少年の犯罪防止や矯正事業としての傾向も持っていたが、ユース・サービスが徹底するまでの実質的なユース・センターとしての機能を果していた。当時はまだ援助活動は、成人を主たる対象としており、このセツルメント活動は、後のコミュニティ・センターの運動 Community Association Movement に引きつがれたのである。

## 2、 ボランタリーなユース・サービスの発生 (1844~1939)

### (1) ユース・サービスの萌芽形態

すでに述べたことから明らかなように、救貧制度と博愛的社会事業の発展のなかで、青少年に対する施策が特別に成人と区別して行なわれたということは、ほとんどなかった。もちろん、児童労働の規制とか教育機会の提供というかたちでの部分的な対策は行なわれ、徐々に児童福祉の向上ははかられたが、一般に対症療法的であり、児童、青少年を犯罪と墮落から守ろうという予防的色彩が強かった。また青少年の社会的地位は不明確なままに放置され、多くの場合かれらは「若いおとな」と見なされて保護される権利を剥奪されていた。だが次第に、精神的、身体的にも発達途上にあり、社会人として未成熟な児童や青少年の福祉と権利が認識されるにしたがって、かれらに対する組織的な“援助”の必要性が叫ばれるようになった。

J. M. Brew は、ユース・サービスの必要性をうながした社会的条件として、次の三つを指摘している<sup>24)</sup>。まず第一に、産業革命を契機に出てきた様々な社会悪が、とりわけ幼年労働者を惨めな状態におとし入れ、そのことが教養あるひとびとの良心をゆさぶったこと、第二に、社会改良の手段として、民衆教育の振興が呼ばれるとともに、児童の教育・福祉環境の向上が要請されたこと、第三に、若年労働者や青少年をめぐる諸問題が拡大するにつれて、それを解決するための諸方策が科学的に考えられるようになったこと等が、ユース・サービスという独自の領域を構成する背景になったというわけである。

23) このような動きは、Charles Booth のロンドン調査、Seeborn B. Rowntree のヨーク調査等に刺戟される  
ところが多かった。セツルメントは、オックスフォード、ケンブリッジ両大学や教会によって設置され、  
1880年代には、10個所、90年代には22個所を数えたという。Rooff, M., *op. cit.*, p. 11, Hall, M.P., *op. cit.*,  
pp. 335-336.

24) Brew, J. M., *Youth and Youth Group*, Faber & Faber, 1957, pp. 84-86.

ボランティア期におけるイギリスのユース・サービスは、青少年クラブの展開 Boy's Club Movement にみられる。種々の形態のクラブが設けられたが、最初のうちは未分化で、青少年を含めた労働者一般を対象とするクラブが多かった。1842年、the Metropolitan Early Closing Association が設立されたが、それは、雇傭主に対する説得によって、労働時間を短縮させ、労働者の余暇におけるレクリエーションと身体的、知的、道徳的改善のための機会をもうけることを目的としていた。この連合体の傘下には、多くの成人会館（学院）Men's Institute も属していた。たいていの施設には、ホール、読書室が設けられていた。また、商売に従事している者や職人を対象とした村の会所 village institute もいくつか存在した。1850年代、オックスフォード・シャーでは、6個所のこのような施設がつくられ、ロンドン、ウースター、ヨーク等にも教区会館 parish institute が存在し、いずれも、パブに代る社交と教養の場として談話室、読書室、図書室を備えていた。

最初に“クラブ”の名称を用いたのは、Colonade Working-men's Club (1852年) であったが、ここでは、読書、新聞閲覧に加えて娯楽活動を重視した。1863年、労働者のためのクラブや会館の連合協議会 Council of the Union of Working-men's Clubs and Institutes が生まれるが、その主旨は、従来より以上にレクリエーションと娯楽を強調し、労働者たちの社交的要求を満足させようとするものであった。だが、数年にしてこの種のクラブは、労働者の世代的、個別的要求に対応し得ず衰退し、あるものは解体した<sup>25)</sup>。

クラブ衰退の理由にはいろいろあるが、余りにも娯楽、社交活動を強調し、クラブをパブ化したこと、クラブ経営を後援者に依存して労働者自身の力で維持する努力に欠けていたこと等が挙げられよう。そこで当事者たちは、これを反省し、労働者学校 Working-men's College という形態の中にその新しい方向を見出そうとした<sup>26)</sup>。労働者カレッジなど、当時の労働者教育運動は、中産階級の危機意識と労働者階級の救済という使命観から生れたという意味で、一定の限界をも

25) その理由として、1867年の調査は、次のものを挙げている。1) ビールがおいでない。2) 若もとの同居、3) 紳士、パトロンへの援助低下、4) 他の施設との競争、5) 政治的に利用される等。連合協議会の書記長をつとめた Henry Solly は、労働者は酒よりも友人を求めてパブに行くのだと考え、パブに代るクラブ経営に努力したが成功したとはいえない状態であった。「クラブ」に関する資料は、主として、次のものに依存している。Eagar, W. M., *Making Men: The History of Boy's Clubs and Related Movements in Great Britain*, U. of London Press, 1953.

26) F. D. Maurice らによって1854年に設立され、第二次大戦後までつづいている the London Working Men's College は、大学人、知識人との協力によって始められたキリスト教社会主義運動（1848年）の一環として位置づけられる。かれらは、フランス革命における階級対立のはげしさに衝撃をうけ、中産階級の立場から労働階級との間にキリスト教にもとづくロバート・オウエンのような世俗的社会主義でなく一新しい連帯関係をうち立てようとした。当カレッジは、図書室、講義室を備え、地理、歴史、数学、文法、語学、音楽、絵画のクラスをもち、university extension の一端を担うものであった。Working-men's College は、それより少し前の the Sheffield People's College (1842) の実験的成功、1823年、ロンドンに設立され、グラスゴー、リバプール等に拡っていった Mechanics Institute (機械工学院) など、19世紀における Adult education の発展、とくに WEA (1903~) との関連においてみていく必要があるが、いまこの領域には立ち入らない。Harrison, J. F. C., *A History of the Working Men's College*, R. K. P., 1954, ch. xii, Kelly, T., *A History of Adult Education in Great Britain*, Liverpool U.P., 1962, pp. 183-186, p. 112, 真理典雄, 「イギリス成人教育と W・E・A の変容」, 日本の社会教育, 第6集, 1961,

っていたが、同時に、産業化と技術革新に対応した技術教育と教育の大衆化をめざす成人教育 adult education への要求を基盤にしていた点は一応評価しなければならない。

もう一つの方向は、それまでの成人会館（学院）Men's Institute が、大人と青少年の混在から機能不全におちいったのを反省し、これを分化して青少年向けのクラブ育成にすすむというものであった。青少年のための学院やクラブ Institute and club for boys も Working Men's College と同様の歴史的文脈において、とくに青少年労働者の福祉向上と教育機会の提供をめざすものであった。大人たちから“青少年のたまり場” parcel of boys と見られて衰退した the Colonade Working-men's Club は、その失敗を反省して、青少年だけを対象とする the Colonade Boys' Home and Club に衣替えした。これは、28人の少年少女のための寄宿舎であるとともに夜学 night school をも備えた多目的クラブであった。この他、慈善学校 charity school へも入れない貧困家庭の子弟を対象とした“ぼろ”学校 Ragged school と結びついたクラブも多くつくられた。だがそれらは、Men's Institute が、読書室中心の知的雰囲気を強調しすぎたことによって失敗した点を反省して、学習施設を併設したレクリエーション本位のクラブ形式（但し飲酒、喫煙は禁止）をとり、講釈や礼拝の強制は止めた。クラブ設立に尽力した Henry Solly 師は、クラブを定義して次のように述べている。クラブとは、「ひとびとが人間として、可能なかぎり完全な文化と個人の発達をはかり、友愛、同胞愛をめざして、社交、精神的向上、相互扶助、不純でない娯楽を促進する労働者の集合体である」<sup>27)</sup>と。

クラブという名称を用いない青少年のための施設もつくられた。1858年、ドーバーに生れた青少年学院 Youths' Institute は、大人たちの施設へ行くには若すぎ、“ぼろ”学校へ行くには身なりの良い初等教育を終えた14～19才の勤労青少年を対象としていた。かれらは、そこで友人を求め、レクリエーションを通して健全な余暇利用態度を身につけた。また、ロンドンのイズリントン地区にも1860年 A. Sweetman 神父によって、Youths' Institute がつくられた。ここは、メンバー・シップ制、会員制をとり、日曜を除く毎晩6時半から9時半まで、読書、講義、レクリエーションが行なわれ、236名の登録者のうちつねに100人以上が出席したという<sup>28)</sup>。

Institute という名称は、学校教育制度の発達過程において次第に使われなくなり、学習よりも余暇活動に重点をおく Club が多くなった。後に Charles Booth によってロンドンで最も惨めな地区として描かれたセント・ジョン教区につくられた the Cyprus Boys' Club (1866年) も、25～30人の少年が会費制で簡単な夜食を支給され、社交や学習活動を行ない、それは第一次大戦までつづいた<sup>29)</sup>。

27) Eagar, W. M., *op. cit.*, p. 157.

28) 週2,3回は、簿記、数学、文法、弁論、絵画、習字のクラスも設けられた。当学院の目的は、メンバーが自由、友情、良きマナー、ユーモア、自律、自尊の感情を養うことにおかれ、そのためパトロンを排し、財政的自立と運営の自治をめざし、club spirit を養った。

29) Eagar は、この Cyprus Boys' Club を現在の規準での最初の Boys' club であるというが、先の Islington Youths' Institute も実質的には典型的な youth club であったといえよう。だが、どちらかといえば、club はレクリエーションに、institute は学習に重点がおかれ、後者は中流階層地区に多くつくられた。Eagar, W. M. *op. cit.*, p. 175.

このように労働者階層の青少年を対象とするユース・クラブが急速に増加したことは、1888年ロンドンで London Federation of Working-boys' Clubs<sup>30)</sup> が結成されたのを見ても分る。なお、19世紀に生れたユース・クラブ運動として YMCA などの宗教的青少年運動を見逃すことはできない。これは先に述べた Boys' Club や Youths' Institute が、なるべく宗教色を抜きにしてレクリエーション本位の世俗的社交クラブに傾斜したのと対照的に、ボランティアな結社組織を通して青少年をキリスト教の信仰へと導こうとした。Young Men's Christian Association は、ロンドンで若い呉服屋の助手をしていた George Williams によって、1844年、ささやかにスタートしたが、その目的は、呉服商その他の商業に従事する若ものの精神的向上をはかろうとする修養団体であった。その後、YWCA (1855年)、少年団 Boys' Brigade (1883年)、教会青年団 Church Lads' Brigade (1891年) なども生れた。

だが、宗教色を持つにしろ、持たないにしろ、青年運動がより広く大衆化したのは20世紀に入ってからであった。それは、Baden-Powell 卿によって創設された Boy Scouts (1908年) や Girl Guides (1910年) の発展を見れば明らかである。これらは、Boys' Club のクラブ方式と YMCA などのアソシエーション方式を結合した新しいスタイルの青少年団体であるといえよう。ちなみに Boy Scouts は、キリスト教主義を打ち出していないが、余暇活動を通じての普遍的な人間的価値の追求と良き市民 good citizen の育成をめざしており、この普遍性(精神性)と社会性(集団性)が一般のひとびとの期待を満足させたのであろうと思われる<sup>31)</sup>。

## (2) ユース・サービス認識の高まり

第一次世界大戦は、社会事業全体にとってもユース・サービスにとっても、一つの大きな転機となった。1914年、Lloyd George は、はじめてボランティアな諸団体に対して、国家予算の支出を拡大することを認め、これが従来の慈善事業を新しい社会事業へと変質発展させることになった。多くの民間社会奉仕団体は、財政的にもはや現実のソーシャル・サービスの諸要求に応じ切れなくなり、国家的援助を必要としていた事情もあって、1919年以降、民間と行政当局との間の実質的な協力体制が進行することになった。フィッシャー法 Fisher Act といわれる1918年の教育法は、その実行がかなり延期されたとはいえ、ユース・サービスを含む教育全体の体質を大幅に改善しようとするものであった。すなわち、第一次大戦後の平和期をめざして Ministry of Reconstruction が設置 (1916年) されたが、教育の面でも H. A. L. Fisher が文部大臣として、

30) これは後に London Federation of Boys' Clubs に変わり、現在の National Association of Boys' Clubs (1962) の結成に影響を及ぼしている。

31) Boy Scouts Association の目標とするところは、次のとおりである。“to provide opportunities for developing those qualities which make the ‘good citizen’ — a man of honour, self-disciplined and self-reliant, willing and able to serve the community”, BIS, *op. cit.*, p. 18. このような団体の目標ないし指導精神に関しては、どの青少年団体も余り違いはない。ただ、イギリスの青少年団体は、創始者の人格やリーダーの人柄で特徴をもっており、イデオロギーよりも person をめぐる成長した、といわれる。共通の特徴は、“British spirit of initiative, independent of state control, self-control”であり、“physical, emotional, mental and spiritual welfare of the individual”をめざしている。そして、多少の目的の差異はあっても、voluntary youth organisations の場合、SCNVYO に参加し、連合体を形成している。BIS, *op. cit.*, pp. 111-112.

LEA に大幅な責任と権限を附与し、義務教育上限年令を引き上げ、青少年の教育条件改善のための条件づくりを刺戟した。とくに、12才以下の児童の雇傭禁止や14~16才の児童の補習学校 day continuation school というアイディアは、後に county college や people's college として具体化するもので、継続教育の先導的試みであったともいわれる<sup>32)</sup>。

ユース・サービスに関して、政府がその必要性をはじめて公的に承認したのは、第一次大戦後の1916~1918年頃である。1916年頃から、少年非行の急激な増加に対する一般の関心が高まり、Home Office と Board of Education は、青少年非行化原因の解明とその対策をはかるための国家的組織の設置を検討し、A Central Jevvenile Organisations Committee がつくられた。これは各地方にある同委員会の下部組織を通して、ボランティアな諸団体を激励し、増加する非行に対処するため、青少年の余暇活動を刺戟することにあつた。だが実質的には、LEA の財政的援助を伴なわなかったため、この時期のユース・サービスは十分な発展を見るに至らなかった<sup>33)</sup>。ともあれ、青少年問題がひとびとの注意を惹きはじめた中で、ユース・サービスに対する認識は高められた。当時のユース・サービスは非行対策を契機にしていたという意味で消極的な性格をもつに止まったが、そのみでなく継続教育と職業指導（後に Youth Employment Service として発展する）を余暇活動において総合するという積極面も併せもっていた。

### 3. ユース・サービスの転換と制度化 (1939~1944)

ボランティアな組織的活動と国家ないし行政当局との協力関係は、この時期に入ってより実質的になり、ユース・サービスの制度化が進行した。その社会的背景としては、第二次世界大戦への傾斜とそれがもたらす家庭生活、社会生活の解体傾向があり、これにともなう青少年の教育・福祉問題に対するユース・サービスの配慮が緊急の課題となってきたのである。1939年11月、Board of Education は、すべての LEA に通達 Circular 1486, *In the Service of Youth* を発し、LEA が、国民教育体系の一環としての青少年サービスに対して直接的責任をもつべきことを明らかにした。

この通達は、それ以後のユース・サービス発展の礎石としての重要な意味をもち、従来のボランティア本位のユース・サービスを転換させる画期的状況を生み出した。つまり、この通達によって、ユース・サービスの目標と領域およびその具体的方法としてのユース・ワーク youth work の対象が明確になった。まず、ユース・サービスを青少年福祉 youth welfare としてとらえ、これを国民教育体系の一環として位置づけたことは重要である。青少年福祉としての諸施策には、職業指導などの労働・職業生活における援助や矯正、保護、補導などの専門的援助活動が

32) wright, F.J., *op. cit.*, p. 140

33) 当時のユース・サービスといえば、多くは annual sports day をもったり、フットボールや水泳のクラブを組織したりすることであった。1930年代の不況期においてユース・クラブの存続に貢献したのは Carnegie Trust の grant-aid であった。これは、クラブのリーダーやスタッフの給料として配分された。また、1935年以後は、King George's Jubilee Trust Found が、積極的に支援した。Brew, J. M., *op. cit.*, pp. 89-90.

あるが、これら諸施策との連携のもとに、もっぱらユース・サービスは青少年の余暇活動の促進によって、学校教育の補充にとどまらず、教育活動の全体的充実をはかろうとした。その対象は、当時の義務教育終了年令14才から20才までの青少年であり、これを“若もの” youth として把握した。さらに文部大臣を補佐する機関としてNational Youth Committee (後の Youth Advisory Council) が設けられ、LEA にもそれぞれ youth committee が設けられて、民間団体との調整をはかるようにし、その目的に沿った LEA の支出は国家負担として認めることを明らかにした。

ひきつづいて出された通達 Circular 1516, *The Challenge of Youth* (1939年) は、youth committee の役割についてくわしく述べ、ユース・ワークを実行する場合の国家とボランティアな諸団体との間の協力原理を明らかにした。つまり local youth committee は、青少年活動を直接に指導するのではなく、地方当局とボランティアな諸団体との間にあって協力体制の発展に主力を注ぐべきことを強調した。だが1940年の段階では、ボランティアな組織の側から、LEA の介入が権力統制や監督の強化につながることをおそれる声もあり、協力関係の再編は順調にすすめられたとは言い難い状態であった。そのようなボランティアズムの抵抗があったとはいえ、上記の二つの通達は、結果としてユース・サービスの独自性を強め、それを他の教育的サービスと同等の地位に引き上げる役割を果たした。各 LEA もユース・サービスの必要性和重要性を認識し、有能な職員の確保、施設の整備、財政的保障に努めた<sup>34)</sup>。

第二次大戦下のユース・サービスは、さらに新しい局面を迎えた。すなわち、LEA の援助によるユース・サービスが軌道に乗り出した後で、1941年には、Circular 1543, *Youth Service Corps* が出され、従来の「与えられるサービス」から「与えるサービス」へという方向でサービスの基点を転換させた。ここで青少年は、援助されるものであるとともに、援助することに関心をもつ主体であることが発見された。

このようにしてユース・サービスは、戦時下という時代背景もあって、従来の“青少年に対するサービス” service of youth に加えて、“青少年によるサービス” service by youth を含む相互援助活動であるという段階へと発展したのである<sup>35)</sup>。

#### 4. ユース・サービスの統合的發展 (1944~1960)

教育体系にとって不可欠な部分としてのユース・サービスは、次のような諸規定によって支えられ、その地位は高められた。これらの規定は、第二次大戦の終結を予測して戦後の社会再建をめざす展望のもとに出されたものである。まず、*the White Paper on Educational Reconstruc-*

34) だが当時の LEA は、ユース・サービスに対して多額の支出をしていたとはいえ、それはもっぱら voluntary organisations に対してであって、独自のユース・センターをもつ LEA は少なかった。Brew, J. M., *op. cit.*, p. 97.

35) こうして、次のような新しい青少年団体が生れた。これらは pre-service organisations と呼ばれる。Sea Cadet Corps, Army Cadet Corps, Air Training Corps, Combined Cadet Forces, Youth Service Squads など。その他 National Service の特殊形態として、Red Cross, Saint John Ambulance も青少年の興味を引く活動をはじめた。イギリスの青少年団体を類型別に分類すれば、およそ次の三つになる。(1) LEA sponsored youth clubs, (2) voluntary youth organisations. (3) pre-service organisations.



tion, Cmd. 6458 (1943年) のなかで、ユース・サービスは、他の教育的サービスと区別した独立の領域として扱われた。また、文部大臣に提出された the McNair Report(1944年) においては、教員と並んでユース・リーダーの任用・補充、研修の問題がとり上げられ、ユース・サービスの重要性が強調された。さらに、Youth Advisory Council から出された二つのレポート、*the Youth Service after the War*(1943年)、*the Purpose and Content of the Youth Service*(1945年) および1944年の教育法の中でも、すべての LEA に対して、ユース・サービスのための十分な施設を確保する義務（それが、すでにボランティアな諸団体によって十分なされていない場合）を附与した。

だが戦後の教育再建の主な関心事は、教育体系の発展とその整備に向けられ、学校教育が主流であった。1944年の教育法は、しばしば教育における全面的な再出発であり、新旧の教育体系を分ける分水嶺であるといわれるように、従来の初等教育 elementary education、高等教育 higher education という教育制度の二分法を初等 primary — 中等 secondary — および継続教育 further education というふうに再区分し、すべての児童、青少年がこの道程を通るべきであるとした。これは、教育における総合性の理念 comprehensive idea を具体化しようとしたものである<sup>36)</sup>。そのための施設として、カウンティ・カレッジ county college の設置およびその運営について詳細に規定されたが<sup>37)</sup>、ユース・サービスについては、継続教育の一環として、カウンティ・カレッジの補足的役割を果たすものとしてとらえられているにすぎない<sup>38)</sup>。

この時代のユース・サービスは、継続教育の傘の下に置かれるべきものとして認識されていたが、そのことは、ユース・サービスが決して過少評価されていたというのではなく、それ以前の認識に比べれば一歩前進していたとも言えるのである。というのは、青少年の余暇教育は、もはや義務教育と成人教育の谷間で行なわれるべきものでなく、総合的な教育体系の一環として行なわれるべきであるという認識に達していたからである。つまりユース・サービスは、附属的な地位から、教育体系の中の独立した地位へと“総合的”に発展したわけである。

だが当時は、スタッフの不足や財政的困難から、ユース・サービスと継続教育とが混同される

36) 1944年の教育法は、教育体系の再編成、教育に対する国家の関与において画期的なものをもっていると考えられるが、これは、1902年の教育法、労働党内閣の最初の教育政策を示す Hadow Report (1926) の血肉化であるともいえる。Wright, F. J., *op. cit.*, p. 147.

37) カウンティ・カレッジの構想は、青少年に“part-time education”を、という Fisher Act の発展としてとらえられる。Musgrave, P. W., *Society and Education in England Since 1800*, Methuen and Co., 1968, p. 116. 15 (後に16)~18才の勤労青少年は、原則として、毎年44週間、毎週1日ないしは半日づつ2日の割合で出席の義務を負うとした（教育法、1944年、第44条）。だが、このカウンティ・カレッジ計画は、青少年の勤労状況に適合したものとは言い難く、財政、スタッフの不充足さも手伝って成功したとはいえない。本庄良邦「イギリスにおける教育改革の動向について」、関西大学社会学部紀要。第1巻第1号、昭45、17~20頁、吉田喜由、イギリスの教育、自治日報社、昭47、第9章。

38) 文部省が、1944年教育法の解説として出したパンフレット No. 3, *Youth's Opportunity: Further Education in County Colleges*, (1946) においても、主としてカウンティ・カレッジの問題について述べている。ところが、パンフレット No. 8, *Further Education: The Scope and Content of its Opportunities under the Education Act 1944*, (1947) においては、カウンティ・カレッジにおける“after-school” activities としてユース・サービスは組織されるのが望ましいという展望を述べている (Ibid. pp. 62~70)。

傾向もあった。多くの地域では、継続教育主事 Further Education officer を任命し、放課後の教育活動に対して責任をもたせた。またユース・サービスと職業指導 Youth Employment Service との混同もみられ、青少年主事 Youth Service Officer と職業指導官 Youth Employment Officer とを兼ねるものも多かった。

1950年代に入ると、戦後の全般的な経済的困難は、ユース・サービスや教育活動に対しても深刻な影響を与えた。さらに伝統と権威に支えられたボランティアな諸団体においても、人件費の高騰や組織維持費の増大のために、経営が困難となり、有能なスタッフが LEA など公的機関の行政官として転出する傾向が見られた<sup>39)</sup>。このような人的、物的資源の枯渇のために、1950年代は、ユース・サービスの不毛の時代 lean years であったといえる。

#### 5. ユース・サービスの充実・アルバマール時代 (1960~1969)

1960年代は、ユース・サービスの黄金時代である。1960年2月、ユース・サービスに関する総合的な展望と方向づけを織り込んだアルバマール委員会の答申(アルバマール・レポート)——*The Youth Service in England and Wales* が議会で提出され、これによってイギリスのユース・サービスは、量質ともに飛躍的に発展し、従来の学校教育ないし継続教育の中での補足的、従属的地位から脱け出して、ユース・サービスは、余暇における青少年活動を独立した教育領域として確立し、その主体性を獲得したのである。

アルバマール委員会は、アルバマール卿夫人 Countess of Albemarle を座長 chairman とする文部大臣の諮問機関であり、1958年11月に設置され、「変動しつつある現下の社会的、産業的状况と教育的諸サービスの動向を考察しつつ、コミュニティ生活における青少年の役割を援助する上で、ユース・サービスは如何なる貢献をなしうるか、いかなる優先順位で資金を支出すべきであるか」について検討し、助言するのが目的であった。当委員会は、その答申の冒頭において、「われわれは、非常に困難な時期に任命された」と述べ、その任務の重要性を告白している。つまり、当時の社会的背景としては、少年非行の増加、卒業年令に達する青少年人口の膨張、十代の青少年が購買人口に占める割合の増加、余暇時間の全般的な増加等があり、この新しい社会状況に対処するため、当委員会は、ユース・サービスの再組織と再出発を検討する必要にせまられたのである。

アルバマール・レポートの要点は、次のとおりである。(1) 十分なユース・サービスが必要であることをますます強く確信し、それが如何に達成されるべきかについて具体的に勧告した、(2) 20年前の通達—*In the Service of Youth* および *The Challenge of Youth* を再確認し、再びボランティアな諸団体と地方教育当局が協調体制のもとで、バラエティに富んだ諸施策を講ずべきことを提言した、(3) ユース・サービスの理念と目標を明確にし、既に述べたように、14~20

39) この傾向は、1944年教育法によって強められ、有能なリーダーやオルガナイザーは、他の領域へ移行したり、行政官となって転出した。また、1948年の *Children Act* は、クラブ・リーダーやオルガナイザーを children officer へ移行させた。Wright, F. J., *op. cit.*, p. 102, p. 125.

## 柴野：イギリスにおけるユース・サービスの展開とその構造

才の青少年のすべてに集団参加, association, 学習と鍛練, training, 挑戦 challenge の機会を与えるべきことを原則とした, (4) ユース・サービスにおける60年代の10年計画として, ユース・リーダーの養成とユース・センター (またはユース・クラブ) の建設計画が打ち出され, これを文部大臣のイニシアティブと責任において実現すべきであるとした。(5) 諸施策をより効果的ならしめるため, 中央に文部大臣を補佐し, 勧告権をもつ Youth Service Development Council (YSDC) を設置し, 各地方にもそれに準ずる委員会を設けることを提案した。(6) 文部省, 各 LEA とも, 諸施策の実行に当って, 財政的補助の義務を負うことを明記し, 事務局運営費, ユース・リーダー訓練費用に対しては75%を起えない範囲で基本資金を, また実験的研究や調査には特別資金を支出することを規定した。

アルバマール委員会の答申に従って, 政府は, 1961年2月, 専門家から成る YSDC を中央に設置し, 10年計画の具体化にとりくんだ。ユース・リーダー (常勤) に関しては, リポートが出た当時, 約700人にすぎなかったのを1966年には1,300人にし, それらを専門職とすることを計画し, そのための訓練学校として the National College for the Training of Youth Leaders をレスターに設立した<sup>40)</sup>。ユース・センターの建設計画は, 1960年から4年間に約1千万ポンドを支出し, これによって LEA による550個所のセンターとボランティア組織による680個所のセンターを設立しようとした。この他, 1963年までに約250の調査研究プロジェクトが200万ポンドを支出して行なわれた<sup>41)</sup>。

このようにしてユース・サービスは, 行政当局の積極的関与と財政的裏付けによって着実に進展し, 10年計画の完了する1969年の時点で, 専任ユース・リーダーは1,500人に達し, 公立ユース・センター (またはユース・クラブ) はロンドン地区で1957年から1967年の10年間に13個所から193個所に増加した。

### III ユース・サービスの現状と問題点

#### 1 青少年の参加

アルバマール委員会の答申に盛られた達成目標にはほぼ到達した1969年10月, 教育科学省は, YSDC の勧告にもとづいて, アルバマール時代の成果を検討するとともに, さらに1970年代におけるユース・サービスのあり方を展望するリポート—*Youth and Community Work in the 70s*—を作成した。リポートは, まず, 最近10年間に起った社会・文化的背景の変化として, 新旧両世代間の断層の拡大, 規範体系の解体, 青少年の役割の不明確化や権威に対する不信の増大等を挙げ, とくに学生人口の増大, 青少年の余暇時間と収入の増加, 身体的成熟の促進, 結婚年令の低

40) これは, 1961年に設立され, 計画通り1969年まで存続, その後1970年から Department of Community and Youth Work, City of Leicester College of Education となった。

41) experimental work の主なものは, ユース・クラブへ参加しない青少年 (the unattached) への対策, カウンセリング・サービス等であった。BIS, *op. cit.*, pp. 6-7.

下、政治参加の早期化などが青少年の社会的位置づけを急激に変化させたという。ところがユース・サービスは、このような青少年の変化に対応しなければならないにもかかわらず、現状は必ずしも青少年の要求を満たす状態になっていない、とレポートは指摘した。

レポートは、いくつかの調査にもとづいて、ユース・サービスの現状を次のように把握している。(1) サービス圏内に入ってくる青少年は、同年令層の約29% (平均) にとどまっている (アルバマール・レポートでは、約3分の1と推定されていた)、(2) ボランタリーな諸団体への参加率は、すべての年令層にわたってかなり高いが、公立ユース・センターへの青少年の参加率は、14~15才においては高いが、18~20才になると参加率は急速に低下する、(3) 男子に比べて女子の参加が極度に低い (表1参照)。

表1 ユース・サービス参加率 (membership)

Age Range	Percentage of Related Population
11~13	33 (%)
14~20 Male	36
Female	25
All	29
14	46
15	46
18~20	14
20	9

*Youth and Community Work in the 70s*, p. 168 より。

このように青少年の参加が低調な理由としては、ユース・サービスの姿勢そのものに問題もあるが、世間のひとびとのユース・サービスに対する偏向したイメージにも原因がある。すなわち一般に、おとな達は、ユース・サービスを道徳的指導と見なしたり、その矯正的、徳育的、後見者の役割を重視しがちで、このような観点から、クラブ活動の許容的側面に対して反撥し、ユース・センターを騒々しいだけの若者の“たまり場”と見る傾向がある。そして、評価するにしても、せいぜい青少年が街頭をぶらついたたり、商業的娯楽施設等に出入りするよりはましであると考えられる程度である。このような偏見は、世間のひとびとが直接にクラブ活動に接することなく、マス・メディアを通して知る程度にとどまっていることにも原因している。

青少年自身のユース・サービスに対する見方も偏りがちである。とくに年長者になるほど、クラブ活動には自由・独立の雰囲気がなく、過度の子どもっぽい依存とユース・ワーカーによる規制が支配していると感じるようになる。このようにして、16~17才を境にユース・クラブへの参加は急速に減少し、“自由な”雰囲気で異性と愉しめる商業施設へ足を向けるようになる。また、ユース・センターのプログラムの組み方にも問題があり、とくに女子の参加度が低いのは、彼女

たちの関心を惹くようなプログラムが少ないことに原因している<sup>42)</sup>。

最近の調査によっても、この状態は余り変っていないようである。1972年6月、*The Youth Service and similar provision for Young People* と題して出された政府の調査によれば、青少年全体の93%が何らかのクラブ（学校、職場のクラブ、同好会などを含む）に参与しているが、その中でもユース・クラブ（またはユース・センター）のメンバーになっているのは68%であり、さらに常に出席する者になると広義のクラブで65%、ユース・クラブになると26%に低下するという。また階層別に見た場合、ユース・クラブに参加する青少年は中流階層に属するものが多く、半熟練、非熟練などの労働者階層に属する青少年の参加度は低いことも明らかにされた<sup>43)</sup>。そして、かれらは、新しい友人を求めたり、新しい世界に“挑戦”しようとする意欲に乏しく、既存の状況の中に埋没する傾向があるという。

このような“集団に参加できない青少年” the unclubbable またはユース・サービスの傘の中に入って来ない“非所属の青少年” the unattached をいかに処遇するかについては、“café”, “teenager canteen” や “coffee-bar” project などが実行に移され、ユース・センターの枠をこえたユース・サービスのあり方も検討されている<sup>44)</sup>。National Association of Youth Clubs の援助のもとに行なわれた Mary Morse の調査研究においても、その結論として、伝統的なユース・クラブの活動方式によって、これら“非所属”の青少年をとらえることは困難であるとし、ユース・センターやユース・クラブは、従来のメンバー・シップ制による閉鎖的かつ温情主義的なクラブ方式から、より開放的に、“非所属青少年”との接触の場へと転換すべきであると提言している<sup>45)</sup>。

## 2. ユース・サービスの構造

ユース・サービスに関する行政機構とそのパートナーシップの様態をここではユース・サービスの“構造”と呼ぶことにする<sup>46)</sup>。ユース・サービスの構造を貫いているのは、“協力” partnership の原理であり、既に述べた *the Challenge of Youth* においても「国家による統制的、画一

42) この点では、フランスの「青年と文化の家」Maison des Jeunes et de la Culture において女子の参加率が高いのと対照的である。拙稿「フランスの青少年教育—“青年と文化の家”を中心に—」(I)(II), 『社会教育』1972年, 7月号, 8月号参照。

43) working class の青少年のクラブ参加率が middle class に比べて低いのも同じく, working class の大人たちのクラブ参加率も低いことが明らかにされており, この問題は総合的に考察されるべきである。Youth Service, Vol. 13, No. 3, 1972, pp. 3-4, Sillitoe, K. K., *Planning for Leisure*, H.M.S.O., 1969, p. 63, p. 64.

44) この領域の実践は, group work や youth work の応用としての detached work や street-corner-work の問題になるので, 改めて「ユース・サービスの方法」として論ずることになろう。

45) Morse, M., *The Unattached: A Report of the Three-year Project carried out by the NAYC*, Penguin Books, 1965, p. 219. ちなみに, イギリスのユース・センターで行なわれているプログラムの一例を示せば, 次のようである。Higher Blackley C. A. and Youth Centre, Manchester の場合 Archry, Art, Badminton, Boxing, Camping, Canoeing, Dancing, Drama, Dressmaking, Football, Hiking, Judo, Netball, Pottery, Records, Table tennis, Volley ball, and Weight training. (Monday to Friday, 7 p. m.-10 p. m. and weekends according to programme).

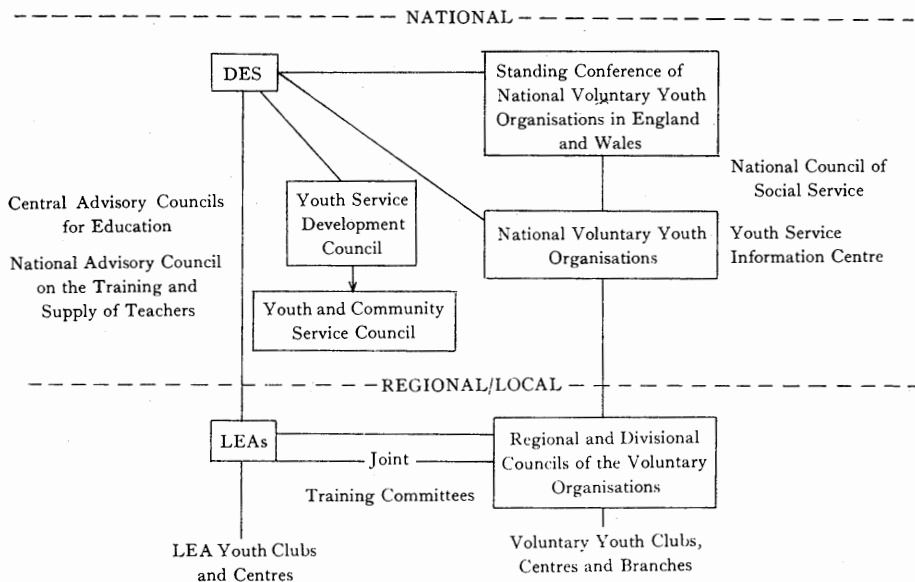
46) BIS, *op. cit.*, pp. 4-7, Cantor, L. M. & I. F. Roberts, *Further Education in England and Wales*, R.K.P., pp. 155-163.

的な支配の試みは、馬鹿げており、また危険であるが、それ以上にそのような試みは、わが国の精神的風土と全く無縁のものである」ことを強調している。そして、国家の役割は、青少年福祉に焦点において、既存の諸組織の独立を損なわないようにその資源を補給し、“協力”関係を通して、その基盤を確実にすることにあるという。文部省（現在は教育科学省）は、1960年までは主として財政問題のみに関与していたが、アルバマール・リポートの勧告にもとづいてユース・サービスの視野が拡大するとともに、国家的方針 national policy のもとでユース・サービスを進める必要から、これに“直接的に関与” takes a direct part するようになってきた。とくに補助金の交付をめぐる、中央行政機関の役割は重大なものになった。中央行政機関が直接に補助金を与えるのは、ボランティアな青少年団体の全国組織 national voluntary youth organisations であり、個々の青少年団体やユース・センターに対する援助は、LEA の管轄に属している。

LEA の役割は、その管轄地区におけるユース・サービスの効率化をはかるため、青少年主事 youth officer を通してユース・クラブの人的、物的資源を援助するが、とりわけボランティアな組織との協調関係に留意して、その独立を損なうことなく必要な援助を行なうことにある。また LEA は、個々のユース・クラブやボランティアな組織の人件費、管理費、ユース・リーダーの研修費その他の維持費などについて直接の補助を与える役割も課せられている。

行政的補佐機関としては、中央にアルバマール委員会の勧告により設置された Youth Service Development Council があり、地方レベルでは LEA を補佐する Youth Committee または Youth Council がある。前者は、アルバマール・リポートを具体化するための実行機関でもあっ

図1 ユース・サービスの構造\*



\*Leonard, M. Cantor et al, *Further Education in England and Wales*, 1969, p. 163 より。

たわけで、最初の予定どおり10年間存在し、その後は Central Advisory Council に引き継がれる筈であったが、1969年の YSDC リポートにおいては、それを再組織し、Youth and Community Service Council とするよう提案されている。地方レベルの Youth Committee は、LEA と、主要なボランティア組織の代表者、およびその他のユース・ワーク関係者から構成されている。

さらに、ボランティアな諸団体の構成する全国的機関として the Standing Conference of National Voluntary Youth Organisations がある。これは、諸団体相互の連絡機関であるとともに、文部省と直接に協議を行なうことができる権威 (direct consultative status) をもち、下部団体の意向を代弁する機能をもつが政策決定機関ではない。以上の構造を図示すれば、図1のようになる。

### 3. 青少年指導者の養成

ユース・サービスが発展するには、施設の提供と活動機会の促進だけでなく、人的資源としての青少年指導者の充実が必要である。青少年指導者すなわちユース・ワーカー youth worker は、次のようにいくつかに分類して考えられる。(1) full-time (professional) leaders, (2) part-time leaders (paid or voluntary), (3) instructor and helpers (paid or voluntary), (4) organizers.<sup>47)</sup>

専従の full-time leaders は、専門職としてユース・ワークに携わるもので、クラブやセンターの管理運営 administration, 事業や活動の計画 planning, 青少年との身近な接触 personal contact 等を積極的に推進する“技能” skill を要求される。この種のワーカーの供給源は、教師、ソーシャル・ワーカー、民間のボランティアたちで、専従ユース・ワーカーを増やすため、『アルバマール・リポート』では、それらのひとびとの中から希望者を短期の転職訓練コース“transfer” course (3ヶ月間) に入れ、ユース・ワーカーに仕上げていくことを提案した。また、ユース・ワーカーの養成は、各大学や教員養成学校 (teacher training college または college of education) の教員またはソーシャル・ワーカー養成過程で、選択科目によって資格取得ができるよう配慮もされている。

その訓練内容ないしは教育課程は、次の三つの目標を考慮して設定される。(1) リーダーシップとユース・ワークの実際的経験を主とする専門的知識の獲得、(2) 人間と社会、ないし青少年に関する科学的理解の増進、(3) ユース・ワーカー志望者自身の人間的成長と新しい技能の修得 (Albemarle Report, paras 273). そして、ユース・ワーカーに要求される資質としては、“成熟したパーソナリティ” mature personality をもった“専門家” specialist であること、青少年グループに対する“リーダー” leader, “組織者” organizer, “補助者” assistant, “活動促進者” facilitator のうちのどれかの役割に秀でた“資質” personal quality をもつこと、が期待されて

47) ユネスコの「ユース・リーダーの訓練」に関するリポートでは、ユース・リーダーを次のように分類している。Divers types of youth leaders, (1) From the technical point of view —a) All-round leaders, b) Specialized leaders, c) Organizers, (2) From the point of view of status —a) Voluntary leaders, b) Professional leaders, “*Training of Youth Leaders*”, UNESCO, 1969.

いる<sup>48)</sup>。

Part-time leaders に要求される技能と資質も、full-time leaders のそれと変りはない。その養成と訓練も full-time leaders に準じて行なわれる。Instructors は、特技をもったユース・リーダーであり、helpers はその助手である。両者は part-time leaders になり得る予備員として、同様に適切な訓練の必要がある。Organizer とは、“青少年主事”とも言うべき Youth Service Officer または継続教育担当官 Further Education Officer を指し、ユース・クラブと関係諸機関との連絡調整をはかる役割をもつとともに、クラブの交換行事、キャンプ、フェスティバル等の計画、運営に助力を与えるよう期待される。

以上のような目的と期待のもとに行なわれるユース・ワーカーの教育・訓練内容を示せばおよそ次のとおりである。

The National College (1960-1970) では、すでにユース・ワークに携っているもので、さらに full-time leaders の資格を取得したいものを主として対象にして、年間140人、1年コースの課程<sup>49)</sup>が設けられた。マンチェスター大学の Department of Youth Work は、学部課程を終った学生を対象 (post-graduate level) とする1年間の専門コースであり、full-time leaders, Youth Service officer, organizer, academic researcher, warden, house parent 等の養成を目的としている<sup>50)</sup>。従って、両者は教育・訓練内容に関して多少の差がある。さらに、ユース・ワーカーの現職教育 in-service training, ユース・ワーカーとして本採用されるまでの1年間の試験期間 mandatory に行なわれる継続訓練 after-care continued training においては、ユース・サービスの現

48) *The Recruitment and Training of Full-time Youth Leaders*, The National Association of Youth Service Officers, March, 1959.

49) *The content of course and method of work in The National College for the Training of Youth Leaders.*

- A. Social studies (1) Contemporary society  
(2) Social structure and institutions  
(3) Social services

B. Human growth and development

C. English

D. Principles and practices of Youth Work

E. Pursuit of organized activities of a recreational, educational, cultural or social nature

F. General studies (personal interest, self-programming course)

G. Field work and weekly contact.

50) *Diploma course in Youth Work* in Department of Youth Work, University of Manchester. (1969-70 session).

- 1. Sociology of education
- 2. Sociology of adolescence
- 3. Social group work (Introductory and specialistic)
- 4. History and organisation of youth welfare
- 5. Counselling seminar
- 6. Community organization
- 7. Human development
- 8. Criminology
- 9. Outdoor pursuits (Arts, crafts, drama and plays)
- 10. Race relations.
- 11. Adult learning
- 12. Field work



状および自己の技能ないし資質に対する反省と評価を中心に教育・訓練が行なわれる<sup>51)</sup>。

全体として、ユース・ワークの理論的方法は、マンチェスター大学ユース・ワーク学部の講義科目からも伺われるように、次の諸アプローチから構成されているようである。(1) Social group work, (2) Community development, (3) Counselling, (4) Informal education (5) Sociology of adolescence これに加えて、センターやクラブでの実習による field work が、理論と実際を媒介するものとして重視される。

ところで、以上のようなユース・ワーカーの教育・訓練内容およびユース・ワーカーに要求される技能・資質は、単にユース・ワーカーだけでなく、広くユース・サービスに関係をもつ教師、コミュニティ・ワーカー、ソーシャル・ワーカーにも要求されるものである。NAYSO のレポート (1959年)<sup>52)</sup>では、“青少年教育” Youth Education というカテゴリーにおいて、これら諸サービスを総合的に把握するよう提案しているが、さらに YSDC<sup>53)</sup> のレポート (1969年) になると、ユース・ワーク、コミュニティ・ワーク、学校教育の相互連携が強調され、従来のユース・ワーカーよりも広い範囲のサービスをなし得る専門家としての“ユース＝コミュニティ・ワーカー” Youth and Community Worker の必要性とその養成を提案し、現在この方向での教育・訓練が進められている。たとえば、レスター市の教員養成カレッジ Leicester College of Education では、コミュニティ＝ユース・ワーク学部が設置され、2年課程で専門ワーカーとしての資格 Certificate in Community and Youth Work が与えられることになった<sup>54)</sup>。だが、ユース＝コミュニティ・ワーカーは、従来よりも広い守備範囲 (counsellor, manager, educator, group worker and social relations officer: YSDC Report, 1969, Paras. 333) の知識、技能を期待されるとはいえ、基本的に、先に述べたユース・ワーカーとしての資質を持つべきであるという点では変りないのである。

51) 1968年2月から1969年1月までの間に3回延6週間にわたって The National College で行なわれた Youth Service Officers' Course には、計57人が参加した。その内訳は、男子45人、女子12人、statutory bodies からの参加は39人、voluntary な組織から18人である。年齢は20代6人、30代25人、40代22人、50代4人であった。コースのカリキュラムは、次のような目的のもとに編成された。(1) コミュニティの要求に対してユース・サービスはいかに対応すべきか—とくにsecondary school, further education, youth groups との関連において。(2) administration, youth work, working with the unattached に関する技能と方法について。Record of an experimental approach to in-service training: youth service officers' course 1968-69, The Youth Service Information Centre, 1970.

52) The National Association of Youth Service Officers, *op. cit.*, p. 3.

53) *Youth and Community Work in the 70s*, YSDC, 1969, ch. 14.

54) Youth and community worker の養成のためにつくられた City of Leicester College of Education, Department of Community and Youth Work の場合は、次のとおり。*The Subjects of course (1971~72)*—

1. Professional studies (a) Principles & methods of Community and Youth Work  
(b) Management organization & administration  
(c) Methods of social investigation
2. Educational studies (a) Social & educational policy & provision  
(b) Psychology  
(c) Sociology  
(d) Social history
3. Personal interest studies
4. Field practice

IV ユース・アンド・コミュニティ・ワークへ

1 新しいユース・サービスの方向

アルバマール・レポート (1960年) にもとづく10年計画がほぼ実現した時点において、その現状を点検し、ユース・サービスの今後におけるあるべき姿について新たなレポートが出された。それが *Youth and Community Work in the 70th* (1969年10月) である。これは、答申ではなく YSDC の“提案”という形をとっているから、政策の実行に関して強力な拘束力をもってはいないが、既に現在では各方面において、その試みが鋭意実行に移されようとしている<sup>55)</sup>。

レポートでは、次のようないくつかの重要な点について提案を行なっている。

(1) センター中心主義の反省からユース・アンド・コミュニティ・ワークへの転換 「ユース・サービスの現状と問題点」(Ⅲ)において、既に見たとおり、青少年のなかには、未だユース・センターやユース・クラブに参加しない者がかなり存在する。とくに16~17才以上の青少年と女子の参加が低調なのが問題点として指摘され、このような現状をわきまえて、より多くの青少年の要求に見合ったユース・サービスにしていくためには、まず従来の“センター中心主義的アプローチ” the club is-the-youth-service approach から、いわゆる“非参加の青少年” the unattached をカバーしうるユース・サービスへと転換しなければならないという。それには、コミュニティ内の多様な資源を動員することによって、青少年へのアプローチと青少年自身によるサービス活動をより充実したものにしなければならない。そのような意味でのユース・サービスが、ユース・アンド・コミュニティワークと呼ばれる。

(2) 学校教育との協力体制：教育的資源の再評価 コミュニティを基盤とするユース・サービスへと転換するとき、コミュニティ内の企業、労働組合、営利的娯楽施設、学校、あるいは多様なソーシャル・サービス機関等の協力を得る必要がある。とくにこの中で、学校ないし教師との協力体制が最優先されるべきである。そして、学校という有効な施設をユース・サービスの場として開放することも必要であり、とくに教師も、ユース・ワーカーと協力して青少年と接触するよう積極的にユース・サービスに参加すべきである。

(3) 年齢制限の廃止 従来ユース・サービスの対象年齢は、原則として14~20才(公的には)とされていたが、ボランティアな組織においては、この年齢幅にこだわらず広く青少年の年

55) たとえば、Department of Community and Youth Work, City of Leicester College of Education では、1970年度から2年コースで Youth and Community worker を養成することになった。バーミンガムの Westhill College of Education には Youth and Community Service Section がつくられた。また、Manchester Polytechnic の Faculty of Community Studies では Certificate in Youth and Community Work が与えられるようになったし、University of Manchester では Centre for the Youth Studies and Research がつくられ、adult education, youth study, community work に関する総合的な研究・教育が行なわれようとしている。さらに、1971年、今までの the Youth Service Association と the Community Service Association は統合されて、the Community and Youth Service Association という新しい組織になった (*Youth Review*, No. 21, Winter, London, 1971, pp. 3-4) が、これも comprehensive なユース・アンド・コミュニティ・サービスをめざしての再編成と考えられる。

令層に応じた青少年活動が行なわれてきた。つまり、事実上、ユース・サービスは、年齢制限とはかかわりなく行なわれてきたのである、だが、学校教育とユース・サービスが、互いに壁をつくって領界を守っている限り、14才以下の少年、児童は、その余暇においてユース・サービスに接し得ない状態にある。それゆえに今後は、学校において、学習活動だけではなく、ユース・ワークも行なわれる必要がある。つまり、在学青少年の余暇活動に対して、学校教育も責任をもち、人的、物的資源の提供によって援助体制へ参加することが望まれるのである。

さらに最近では、政治参加と結婚年令の早期化、(選挙権は21才から18才へ)、若年労働者人口の減少による賃金の上昇と購買力の増大<sup>56)</sup>などによって、青少年の社会的成熟度は急速に高まってきた。したがって、18~21才はまだ“青少年” youth ではあるが、実質的には“若い大人” young adult という表現が適切<sup>57)</sup>であり、このような際に、従来どおりの“子どもっぽい”ユース・クラブ活動では若ものの要求を満たし得なくなると思われる。したがって、今後は、このような、青少年の社会的地位および要求に対応したユース・センターやクラブ活動へと転換させていくと同時に、既成の娯楽施設やコミュニティ・センターまたは学校等の地域内資源の再編成によってこれに対処する方向が望まれるのである。

(4) ユース・アンド・コミュニティ・ワーカーの養成 上記の如き新しいユース・サービスが実行されるには、それにふさわしい専門職員の養成が必要である。新しいタイプのユース・ワーカーは、コミュニティ、学校、職場、商業的娯楽施設等多様な社会的場面での活動を要求されるから、ユース・ワーカーとしての資質とともに、教師、ソーシャル・ワーカー、コミュニティ・ワーカー、カウンセラーとしての能力を併せもった専門家でなければならない。

以上のような提案は、ユース・サービスがその活動を展開していく場合の原則や他の援助活動との関係ないし位置づけに関して、従来の行き方に多少の変更をもたらすことになる。当リポートを作成した委員の一人である Fred Milson は、ユース・アンド・コミュニティ・ワークの原則を次のように説明している<sup>58)</sup>。

1) コミュニティに基盤をおいたユース・サービス Community-based Youth Service  
従来のユース・センターを原点とする行き方でなく、広く社会の中の多様な場所においてユース・サービスは行なわれなければならない。そのためにも、青少年をコミュニティへ関係づけ、責任ある地域社会の成員として行動し、彼ら自身の意志にもとづいて諸活動は展開されねばならない。

56) たとえば、ティーン・エイジャーたちの個人的消費が、全消費者の支出の中で占める割合は、次のとおりである (1965)。clothes (15.7), meal, snack out (18.4), cigarettes (10.5), records, portable radio (35.0), cosmetics and shampoos (20.0), hairdressing (23.1). (%)。Milson, F., *Youth on a Changing Society*, R.K.P., 1972, p. 69.

57) だが、青少年には多様な側面があるので、単一概念によってとらえることは妥当でない。ユネスコから出された次のレポートにおいても、青少年 (youth) を社会的、心理的に異質性、複雑性、多様性をもった統一体 (multiple entity) としてとらえるべきであると述べている。In *Partnership with Youth*, UNESCO, 1969, p. 10.

58) Milson, F., *Youth Work in the 1970s*, R.K.P., 1970, pp. 107-109.

2) 青少年中心のユース・サービス Client (youth)-centred Youth Service ユース・サービスが、青少年や青少年集団（たとえ、それが反社会的な青少年集団であろうと）の多様な要求を理解し、それに応えるものでなければならないのは従来と変わらないが、とくに経済的、福祉的、医療的な援助を必要とする青少年に対しては、率先して援助活動が行なわれなければならない。

3) 社会的教育をめざす総合施策の樹立 Comprehensive Planning for Social Education 従来から、行政機関とボランティアな諸団体との協力体制が強調されてきたが、さらに諸機関ないし諸団体は、共通の目標をめざして総合的に体系化されなければならない。出来る限り、諸機関、諸団体は、共通の方針にもとづいて情報と資源を共有し、諸施策の重複をさけ、援助領域の壁をとり去る必要がある。

以上のようなユース・アンド・コミュニティ・ワークの諸原則が出てくる背景には、ユース・サービスを導く理念に関して微妙な変化が生れてきていることに留意すべきである。

## 2 新しいユース・サービスの“哲学”

70年代のユース・サービスを考えるに当たって、レポートは、新しい指導理念の確立を試みた。ところで、われわれが「いかなるユース・サービスを望むか？」What kind of a Youth Service do we want? という問いに対して答えを得ようとするならば、まず「いかなる社会をわれわれは望むか？」What kind of society do we want? という質問に対して答えを出さなければならない。理想的な社会像を持たずして、あるべきユース・サービスの姿を考えることはできないのである。もし理想社会を考慮の外においてユース・サービスの理想像だけを求めようとするならば、それは一時しのぎの対策的方法論の作製に終わってしまうにちがいない。レポートは、そのような理想的な社会像として、“能動的な社会”Active Society をもち出した。これは、A. Etzioni の同名の著書から援用された社会概念であり、これが持ち出された過程それ自体はやや唐突の感をまぬがれないが<sup>59)</sup>、“Active Society”という概念が、理想社会の諸属性を最も端的に表明している the best short description として採用されたのである。

“Active Society”とは、(i) ひとびとが、無力感や無意味感におち入って疎外されることなく、積極的、能動的に社会参加 active participation を行なう、(ii) 社会は、社会成員の要求に対して敏感に積極的に対応 positively responsive しようとするばかりでなく、たえず自己変革を行なう、ような社会として特徴づけられる<sup>60)</sup>。そして、ユース・サービスは、このような社会をめざした

59) Milson も述べているように、“Active Society”などに見られる beautiful theory は、社会学者の机上の論理から生れたものと見なされて、日常多くの問題に直面している現場のユース・ワーカーにとっては魅力的でなく、両者の理解の間にはギャップが存在するようである。Milson, F., *Ibid.*, p. 110.

60) A. Etzioni によれば、社会には次の四つのタイプ、(1) passive society, (2) over managed society, (3) drifting society, (capitalistic democratic society) (4) active society, があり、active society は次のように定義される。Active societies emphasize the egalitarian distribution of power; they have no passive or alienated collectivities and are responsive (and, hence, also flexible) societies. Etzioni, A., *The Active Society: A Theory of Societal and Political Processes*, The Free Press, 1968, pp. 466-467, p. 517.

援助活動であるというわけである。“Active Society”が、抽象的、思弁的な構成概念であるとはいえ、ユース・ワーカーや青少年が、援助活動の中へコミットしていくためには、できるならば何らかの社会理想ないし国民的合意 national consensus の存在が望まれる。その意味で、レポートが理想的社会像から出発して、あるユース・サービス像を考えようとしたのも当然である。

ところでレポートでは、“Youth Service”ということばよりも、“youth work”により重点をおいて述べている。その理由はこうである。すなわち、従来、ユース・サービスの一致した定義は有って無きが如くの状態であって、多くの場合、好んでラドクリフ・モウド卿のユース・サービス概念（注7参照）が引用され、それがユース・サービスの一般的性格を説明するものとされていたからである。

だが、その定義によれば、ユース・サービスは、家庭、学校、職場の諸活動に対して補足的 complementary な役割を果すものとされるに止まっている。従ってこれが新しい社会変化に対処するためには、より新鮮な解釈を必要とするわけである。つまり、ユース・ワークとは、伝統的なユース・サービスの如き二次的な役割と限定されたサービス範囲にとどまることなく、より広く多様な社会的要請にこたえるべく、“あらゆる場所、団体、機関において多様な形態のもとに行なわれる援助活動”であるとされる<sup>61)</sup>。

さらに、ユース・アンド・コミュニティ・ワークは、コミュニティ・ワーク Community Work に支えられたユース・ワークである。コミュニティ・ワークとは、基本的に、社会変化に対する影響力の附与と関連しており、社会の現状分析にもとづいて、さらに望ましい変化をもたらすため、種々の集団との新しい関係をつくり出すという過程において所期の目的を達成しようとするアプローチである。

コミュニティ・ワークの主要な目的は、次の三つである。(1) われわれの日常生活に影響を及ぼす諸サービスを発展させ、その作業を行なうについて、社会のひとびとが積極的に思考し、決断し、計画を作製し、役割分担に参加するように仕向けていくことであり、これは一つの民主的過程である、(2) コミュニティに参加しているという個人のパーソナルな充実感と実現価値を生み出すこと、(3) 分散し、孤立化した諸欲求や問題に注意をそらすのではなく、人間としての個々のひとびとの要求を満足させるようなコミュニティ計画をつくり出すこと、である<sup>62)</sup>。

コミュニティ・ワークは、基本的に、アパシー、自己満足、反逆、匿名の権威に対するプロテストであり、社会変化と社会再統合に係わるものである。そのためにコミュニティ内の多様な資源 resources の動員が必要となり、そのことから次にユース・ワークは、コミュニティ・デベロ

61) *Youth and Community work in the 70s*, 1969, p. 56.

62) *Community Work and Social Change: The report of a study group on training*, by Younghusband, E., Longmans, 1968, p. 4 Community work は、言いかえれば“working with community”である。これは、アメリカでは、group work と対比して用いられる傾向にあるが、イギリスでは、group work も community or neighbourhood work と区別のない professional work と見なす伝統がある。それらは、いずれも、settlement, community centre の内外を問わず、グループに刺戟を与え、グループにサービスする活動である。Clarke, R.T., *Working with Communities*, NCSS, 1963, p. 29.

ップメント Community Development の一般的枠組の中に位置づけられるべきものとなる。

コミュニティ・デベロップメントはもともと発展途上国における地域開発を意図した技術的、経済的、教育的発展政策であるが、その目標とするところは、コミュニティ・オーガナイゼーション Community Organization と差異はなく、コミュニティ成員の福祉の増進をめざすものである。ただ、コミュニティ・デベロップメントが、コミュニティ・オーガナイゼーションと異なる点といえば、後者では既存の諸組織や施策の“調整” co-ordination に重点がおかれるのに対して、前者は、コミュニティ・サービスに向って協同的努力 co-operative effort を行なうべく刺戟を与え、コミュニティ成員と諸資源がその過程に“直接的に参与” direct involvement する方向を重視することであろう<sup>63)</sup>。ユース・サービスがコミュニティ・レベルで考えられる限り、ユース・サービスとコミュニティ・ワーク、コミュニティ・デベロップメントとの関連は必然的となる。

伝統的なユース・サービスは、青少年を“受益者” receiver と見なすにとどまっていたが、ユース・アンド・コミュニティ・ワークにおいて、青少年は、“参与者” participant として、他者、コミュニティに対しても積極的な“供与者” provider としての立場に立つべきとされる。そして、新しいユース・サービスは、コミュニティ・デベロップメント・アプローチに立つことによって、この相互援助的關係はより積極的に展開されるであろうと考えられる。

このようなわけで、ユース・センターやユース・クラブは、コミュニティ・デベロップメント・アプローチにもとづくコミュニティ・ワークの中で、コミュニティ・サービスの拠点となると同時に、従来どおり、青少年自身の集団活動とカウンセリングのセンターとして機能し、青少年とコミュニティとの統合の場となる。

従来のユース・センターをこのように機能的に再組織する方向と同時に、もう一つは、施設それ自身を青少年サービスとコミュニティ・サービスという二つの機能を併せもつ多目的施設として再建する方向もある。コミュニティ・サービスのための施設としては、従来からコミュニティ・センター Community Centre がある。コミュニティ・センターは、近隣社会の成員がコミュニティ参加意識を持ち、より創造的な生活を発展させる援助活動を行なう場所であり、コミュニティ・アソシエーション運動 community association と結びついている<sup>64)</sup>。したがって、コミュニティ・ワークの発展は、従来のコミュニティ・センターの活用と充実にかかっているが、それと

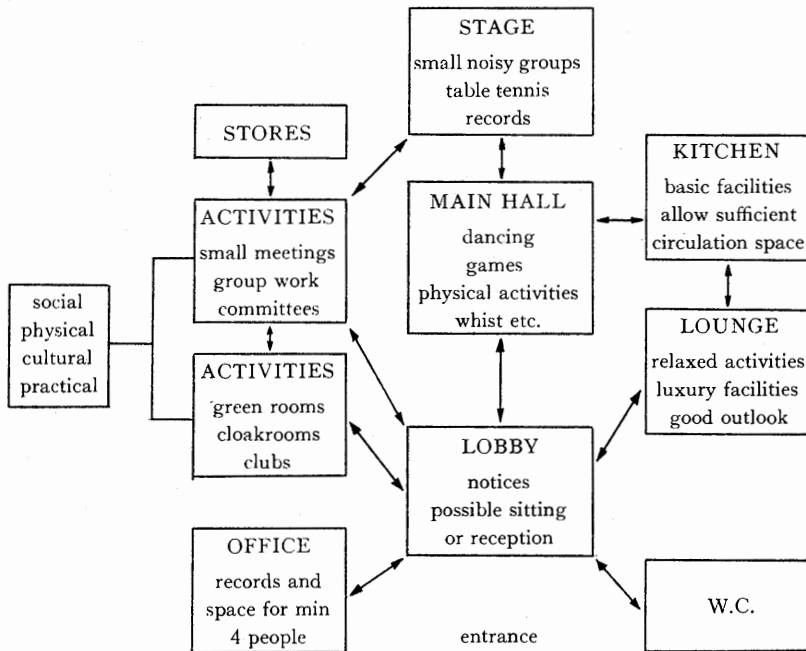
63) Community Development method は元来“developing countries”において、住民の自発的活動を刺戟する方法として発展したが、その後、“developed countries”における community worker によって採用されるようになった。その基本的性格からして、Community Development は、non-directive method に立っている。その原則は、involvement, responsibility, self-determination である。Community Development, H.M.S.O., 1967, pp. 1-2, Batten, T. R., *The Non-Directive Approach in Group and Community Work*, Oxford U.P., 1967, p. 3, Part 2, *Youth and Community Work in the 70s*, 1969, p. 202.

64) コミュニティ・アソシエーション運動は、二つの大戦の間に、新しい住宅街(new housing estates)で住居環境を良くするためのコミュニティ運動として住民たち自身によって始められた。これをNational Council of Social Service が援助し、後に National Federation of Community Associations もできた。*Family and Community Services in Britain*, BIS, 1965, pp. 14-15, *Creative Living: The Work and Purposes of a Community Association*, NCSS, 1969, p. 7, p. 11, *Building a Community Centre*, NCSS, 1969, p. 7.

関連して、ユース・アンド・コミュニティ・ワークの発展は、従来のユース・センターとコミュニティ・センターを総合的に関係づけ、活用し、充実することにかかっていると見える。既にこのような多目的施設は、いくつか建設されており、マンチェスターの Higher Blackley Community Association and Youth Club などは、両者を併設したもので、一人の所長 warden が二つの機能を総合的に運営する責任をもち、コミュニティ会員に対する多角的な援助を行なっている<sup>65)</sup>。

スコットランドでは、既に Community Service と結びついた Youth Service が、イングランド、ウェールズより先に展開されている。1939年以前においてはスコットランドでも同様に、youth welfare は主として voluntary organisations によって保持されていたが、第二次大戦の進行にともなって Youth Service を青少年問題の解決策として国家の重要な役割と考えるようになり、1945年の Education (Scotland) Act を契機として Youth Service は、全体的な教育体系の中に位置づけられた。以上の経過はほぼイングランド、ウェールズと同様であるが、スコットランドにおいては、Youth Service を comprehensive community service の一環としてとらえようとする傾向が強いことである。Scottish Education Department の pamphlet, *Plan-*

65) マンチェスターの当地区では、20数年前から community association 運動がはじまり、“door to door” の助け合いを主眼とした。Education Council がこれを援助し、アルバマール・レポート以来は LEA に働きかけて、ユース・センターを建設する際、これにコミュニティ・センターを併設するよう要求した。1969年現在、メンバーは1,500人、当地区の住民の約4分の1はメンバーであるという。プログラムは、ダンス、若い母親の集い、絵画、美術、生け花、バレエ、ドラマ、美容体操 (fiting) 等で、60才以上の pensioner (senior citizens) の参加が多い。市全体としては、Manchester Federation of Community Associations がある。コミュニティ・センターは、住民のレクリエーション、社交、学習、奉仕諸活動の場であるから、構造的には、次のような空間が必要である。さらに、ユース・センターを併設するならば、青少年活動の諸局面 (social, physical, practical and cultural) を考慮して、それにふさわしい空間を配置することが考えられている。なぜなら、人間の行動、すべての諸活動は、空間的配置によっても支配されるからである。



*Building a Community Centre*, NCSS, 1969, p. 12 より。また、諸岡和房「青少年センターのデザイン」*社会教育・東と西*, 昭44, 66~72頁, 参照。

ning for Community Centres(1947年)によっても明らかであるが、スコットランドでは、community serviceの拠点として community centre を建設し、そこで青少年、成人、老人すべてを対象とする援助活動を行なうのである。もちろん Youth Service を専門とするリーダーの配置も考えられており(1948年、Scottish Leadership Training Association 設置)、community centre には、youth and community organizer が配置される。中央には Standing Consultative Council on Youth and Community Serviceが置かれている<sup>66)</sup>。

### 3 青少年サービスの総合化と社会的機能

コミュニティ・ワークとユース・ワークとが総合的に把握されるようになる中で、また言い換えれば、ユース・ワークがコミュニティ全体の中での教育的援助活動として把握されるにつれて、ユース・ワークが、将来における総合的な“社会的教育” social education の一環として把握されるようになったことも新しい観点の出現である。“social education”という概念は、すでに学校教育の外で、青少年が、他者とのコミュニケーションや集団活動への参加を通して、社会性と個性の発展をはかるような“場”を提供するものとして B. D. Davies らによって提起されている<sup>67)</sup>。ユース・サービスがセンター中心主義から脱皮して、コミュニティ・レベルでの相互援助活動に移行し、同時に学校教育と校外活動との境界や年齢による区別を取り去っていくならば、必然的に“青少年サービス” service of youth と“青少年によるサービス” service by youth<sup>68)</sup>に関連する諸機関、諸団体の配置や相互協力関係の再編成が要請され、総合的な枠組の中でのユース・ワークの独自の位置づけが生れてくる<sup>69)</sup>。

最後に、ユース・サービスが教育制度または教育体系全般に対して及ぼした影響について考察し、一定の評価を与える必要がある。これは、ユース・サービスが青少年の人格形成 character formation に対してもっている積極的な順機能を確認するのと同等の重要性をもつものである。

(1) 教育体系に対する影響 ユース・サービスが、イギリスの国民教育体系に与えた全般的衝撃 impact につついて、W. M. Evans は、次のように述べている<sup>70)</sup>。フォーマルな学校教育が、規律と服従を基調とするのに対して、ユース・サービスにおける青少年活動は、基本的に自由、協力、自己決定、自己選択という諸価値にもとづいて運営される。また、出席や参加の自発性という点も重要な相違であり、これらの総体的な自律性と探究性のゆえにユース・サービス

66) Scottish Education Department, *Community of Interest*, H.M.S.O., 1968, pp. 14-19.

67) Davies, B. D. & A. Gibson, *The Social Education of the Adolescent*, U. of London Press, 1967, ch. 1.

68) この点に関して、1965年、YSDCによって専門委員会が設置され、community service by young peopleの方向性について検討が行なわれた。そして、従来、成人によって主として行なわれていた community service に青少年が積極的に参加しようとする諸機関相互の協力と調整(co-ordination)が必要であると述べられている。とりわけ、学校のカリキュラムの中で児童、生徒が community service を行なう構想をうち出している。*Service by Youth; Report of A committee of the Y.S.D.C.*, H.M.S.O., 1966.

69) ユース・アンド・コミュニティ・ワークが総合的なユース・サービスをめざしているのと同じく、ユネスコにおいても、その青少年に関する方策として、すべての教育活動が、学校内、学校外(ユネスコでは、青少年教育やユース・サービスに当る課外活動、余暇教育を一応、学校教育と区別として、out-of-school activities としている)をとわず、集中的に総合化(convergence)されるべきであるとしている。

*Youth and International Comprehension*: Roman National Commission for UNESCO, 1969, pp. 6-7.

70) Evans, W. M., *Young People in Society*, Basil Blackwell, 1965, ch. xi.



は、学校教育に大きな衝撃的影響を及ぼしたというのである。つまり、学校教育は、ボランティアなユース・サービスの発展と対応していく中で、ユース・サービスの自律的側面をとり入れ、変容していったのである。また既に見たように、ユース・サービスが、全体的な教育体系の一部として制度化され、その位置づけが明確になるにつれて、また青少年の社会的地位の変化と青少年問題に対する認識が高まるなかで、ユース・サービスの必要性を含めた教育体系全般の対応的変革が要請されたのである<sup>71)</sup>。

(2) “社会的教育”の意義 ユース・サービスは、青少年に対して社会参加の意義を示し、コミュニティの一員としての自覚をうながすのに大きな役割を果たしたが、同時に、学校と教師に対して、学校外の社会的集団活動の意義を明らかにし、学校、教師がユース・サービスへ参与すべきことを実践的に提起した。このような観点は、すでに1926年の the Hadow Report, *the Education of the Adolescent* の中に、教師の目標とすべきは、生徒たちが出来る限り校外活動 out-of-school activities を組織化するよう援助することである、と述べられている<sup>72)</sup>。

もちろん、今まで学校や教師が、ユース・サービスに対して無関心であったわけではなく、the Newsom Report, *Half Our Future* (1963年) にも述べられているように、すべての生徒の約4分の1は、学校内の何らかのクラブや学校外のユース・クラブに参加していたわけであるが、これをさらに発展させるため the Newsom Report は、教師がユース・リーダーとより緊密な連絡をとり、さらには、教師とユース・リーダーがその役割において相互交換的に交流し、刺戟し合うことを提案した。

この“交流” exchange という観点は、言いかえれば、ユース・サービスと学校教育という二つのサービスの“緊密な連携” the closest liaison をめざすものであり、ここに先に述べた“社会的教育” social education という領域とその理念が現われてくるわけである。“social education”は、日本で言う“社会教育”と区別されるべきことは言うまでもない。“social education”は、単に学校教育に対する社会教育という残余領域の総称として、制度的な区分から出てきたものでなく、青少年の余暇活動の発展にかかわるユース・サービスの展開のなかで、学校教育と青少年サービスとの新しい総合化の必要性（もちろん両者の独自性は認めながら）として生れたものである。

イギリスの伝統においては、教育は、ソーシャル・サービスの一つであり、ユース・サービスは“ソーシャル・サービスとしての教育”の一部である<sup>73)</sup>。したがって、学校教育、校外教育、

71) Musgrave, P. W., *Society and Education in England since 1800*, Methuen and Co., 1968, pp. 133-134.

72) Musgrave, P. W., *Ibid.*, p. 177, Wright, F. J., *op. cit.*, p. 141.

73) イギリスの social services は、制度的に次のような領域に分れており、教育とユース・サービスに対する国家財政の支出は、全ソーシャル・サービスの約4分の1である(1967年)。

Scope of social services

- (1) Social security,
- (2) National health & Welfare services,
- (3) Housing & town planning,
- (4) Children's services,
- (5) Education & youth services.

余暇活動の総合は、児童、生徒の福祉・教育的視点から見ても当然のなり行きである。ともあれ、ユース・アンド・コミュニティ・ワークは、その理論的整備はともかくとして既に学校、ユース・クラブ、コミュニティ・センター等をその拠点として実行に移されており、その成果が期待される。

<後記>

今日、わが国においても、ようやく青少年教育（社会教育）と青少年対策のあり方を総合的に再検討しようとする動きが出て来ている。この際、この課題にこたえる一つの方向として、比較社会学的考察から得られた示唆にもとづくユース・サービスの観点からの青少年援助体系の組織化が考えられてよい。拙稿「都市化におけるサークル活動と青少年教育」『青少年問題研究』、18号 1970、36～47頁、Shibano, S., “Youth Service: Japanese Style”, *Youth Review*, No. 21, Winter, London, 1971, pp. 11-14.

(1973, 10, 21)